

Title	元末の泉州と回教徒
Sub Title	Chuan-chou at the close of the Yuan period and the Moslems
Author	前嶋, 信次(Maejima, Shinji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1953
Jtitle	史学 Vol.27, No.1 (1953. 12) ,p.17- 69
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19531200-0017

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

元末の泉州と回教徒

前嶋信次

序

この一篇を三章にわかつ。第一章「嗜嗜例綿について」は東方學第五輯に收められた杉本（直治郎）博士の高説に對し、潜越をもかえり見ず異説を提起したものである。第二章「吳鑒と清淨寺記」は福建泉州の古いモスクに殘る元代の碑文と、その撰者のことを考え、次に汪大淵の島夷誌略のことにも言及んだものである。第三章「亦思巴奚の叛亂」は元末の大亂の際、同じく泉州で起つた西域人の騷亂につき、その本質を見究めようと試みたものである。

いすれも元朝の福建地方に於けるイスラム教に關連したもので、やゝ雜然たる寄せ集めの觀があるかも知れない。しかし、三章が相まつて、混亂を極め、しかも比較的史料に乏しいかの時代の閩南の文化史上に、僅に一點の光なりとも投じ得たならば、筆者はこれを望外の倖せとするのである。

第一章 嗜嗜例綿について

本誌第一十五卷第三號にわたくしは「泉州の波斯人と蒲壽庚」を發表し、その中で、元の皇慶年間（一三二二—一

元末の泉州と回教徒（前嶋信次）

（一七）

111) に福建の泉州に渡來し、その地のイスラム教團の攝思廉 Shaikhu'l-Islām とち主教に推され、明の洪武三年（1340）に異常な高齢を以て同地で歿した西域人不魯罕丁 Burhān ud-Dīn の事蹟に言及した。そして乾隆泉州府志（卷七五上、拾遺）に「閩書抄」として、この人物の略傳を擧げ、それに「夏不魯罕丁者西洋嗜嗜例綿人」という一句があるのに對し、何の解釋も下し得ず、その旨を告白したのであった。これに對し杉本（直治郎）博士は東方學第五輯に「嗜嗜例綿とは何であるか」と題する興味深い論說を寄せられた。これは、ただに嗜嗜例綿に就いてのみではなく、これに關連した種々の問題に對しても、明快な幾多の新說を示されたもので、筆者の如きはこれまでもなく多大の裨益を受け、多くの點に於いて首肯し敬服して居るものである。ただ主題たる嗜嗜例綿の解釋に就いては、なお疑義がある。すでに博士の看破されたが如く、わたくしは初め「嗜嗜例綿」をひたすらに西域の地名であろうと考えたのであつたが、遂に匙を投げおるを得なかつた。しかるに博士は、これを「攝思廉」と同義の言葉で、イスラム教團の長を意味する Shaikhū'l-Islāmīn の音寫とこう説を立てられた。遺憾ながら、これをそのままに承認することは困難の如く、わたくしには思われる。しかし、博士の卓説により、俄に眼の開いたとき感を得た。それで御説に若干の疑義を抱いて居る旨を申上げた所、最非發表せよとの御獎勵を受けたりしたので、甚だ潜越ではあるが卑見を述べて見たいと思う。

まず杉本博士が嗜嗜例綿の原語とされた Shaikhū'l-Islāmīn であるが、果してそろくう言葉が用ひられたものか、大に疑問がある。博士は Islāmīn を Islām の複數形と見られ「n の場合、Islām が Islāmīn となるのは、muslim が muslimīn となるべく、これがもとハギト語における、複數形にはかなひだ」とし、また Yule-Burnell, Hobson-Jobson (London, 1903, p. 603) と muslim のペルシヤ語複數形は muslimān だ、これが單數形に用ひられたもの如

く、かくて muslim または musalman なる語がつくられたのであらう」としてあるのを「おそらく妥當の見解であろう。もしもそうだとすると、その語形は、たとい複數のそれであつても、ほとんど單數形と同様の意味に用いられたと考えてよい。これ攝思廉と嗜嗜例綿とは、語尾が相違しても、ともに同様に用いられたと推定されるゆえんである」と論じられたのである。⁽¹⁾

muslim の複數形 muslimīn については何の疑義もなく、コーランではいつもこの複數形の方が用いられている。⁽¹⁾ また Islām という言葉はコーランには八個所に出て来るけれども、Islāmin という形では一度も現われていない。⁽¹⁾ いうまでもなく、イスラームという名詞は、動詞 'aslama (salima の第四形) から出たもので、'aslama は「服従する、歸依する」を本義とするから、Islām は「服従すること、歸依すること」であり、アッラーの意向の下に身を委ねることである。故に言葉の性質上複數形はあり得ないと見るべきである。これに對し muslim は、アッラーの思召しに身を委ねた人の義で、個々の信者を指すから、これが殆ど原則的に複數形で用いられるのは當然と言つてよいであろう。このことは、これと殆ど同義語に用いられる mu'min (信する人、信仰を持つ人の義) の場合も同じである。ただしコーランには、その複數形 mu'minin の用例が約百七十ヶ所あるのに對し、單數形も十五ヶ所に現われている。⁽⁴⁾ 杉本博士の御説の如く Islām が、その複數 Islāmin の形で、しかも單數の意味に於いて使用されたと/or ような事は考へ難いことである。イスラム教の用語は、むしろ言うまでもなく、大抵はコーランから出て来る。もとより、若干の例外はある。しかし、コーランのスーラ三、第十七節に「まことにアッラーに於ける教こそイスラームなり」とある如く、「イスラーム」の如く教義の根本をなす重要な言葉に對し、後世のものが勝手に複數形を造るなどと/or ことは考へ得ぬこと

やね。A. J. Wensinck und J. H. Kramers, Handwörterbuch des Islam (Leiden, 1941) や Shaikhul-Islām なる言葉の意味や用例に幾變遷かのあつたことを詳細に述べてゐるが、Shaikhul-Islāmin もそのよしな形が行なれたことは記してない。また元代の泉州に居住したムスリム達の間でも矢張り Shaikhul-Islām も呼ばれていたことは「勸説廉」という音寫が清淨寺碑に現れてゐることで證明出来ると思ふ。なん Shaikhul-Islāmin の如く尋常ならぬ形が行なれていたとは考へる事が出来ない理由の 1 だね。

第11に、杉本博士は「西洋喳嗜例綿人」とあるのが「喳」は Shaikh の、「贊」は Islām の「例綿」が Tāmīn の翻音であらうと説かれていふ。「贊」は康熙字典にも見えるが、H. A. Giles, Chinese-English Dictionary (London 1892) には俗字であるむし、北方では chē, djē もたば cha も綴音でも、もしくはたゞ發聲音で、人から呼びかわられたとかの應答であり、“Yes, sir, I obey.” の意であると説明してある。中國の演劇などでは「下僚、下僕など」が、上の命令を受けた際、かしこめつて發するあの音聲なのであらう。同じく Giles も「喳々亂世」「喊々喳喳」「喳得」⁽¹⁾ 聲などの用例を挙げていふ。第1は雀などが互にしゃべり交わしていふもの、第11はそらを詠の音、第11は、お呼びに對して「くー」と答えたところよくな意味であるとしてある。Ch. Rey の客家語辭典によると、「喳」の客家音は Tsá ⁽²⁾ または Tsāc (客家語では「查」の音は Ts'ā) や tsá も綴音ある場合は「頭が火に落ちたときの音」「せかせかとはじめる音」を示し、「喳喳喰」 Tsá tsá hiòng たゞむらの風と用ひ、craquement, pétilllement の義である。「喳喳喳」 tsí tsí tsá tsá は「頭が火に落れたときの音」「かわわられた小枝の折れる音」である、「油血脣喳滴在火上」 yoū hiēt tsí tsá tīt ts'ái fò chóng は「脂や血が滴どなりて火上に落ちてからかきこくと音をたてる」の義であると

る。また Tsāc が發音する場合は「穀粒を搗き碎く音」「ものの碎ける乾いた音」の義で、「狗食骨頭喳喳响」keōu chít koú t'eoú tsāc tsāc hióng (犬が骨をぼりぼりと食べてゐる) 「老鼠食穀唧唧喳喳」laò tch'ou chít koú tsít tsít tsāc tsāc (鼠が米をかみちゅうぱりぱりと噉つてゐる)などの用例があるとしてある。

これにしても擬聲詞であつて、俗字として扱われてゐるのである。もういう俗字を「閩書抄」なり「泉州府志」な
りが、前述の如き場合に使用し、ことにこれを以つて shaikh の音を寫すに用ひたものとするのは少しく困難と思われ
る。「閩書抄」は恐らく何喬遠の閩書と關係のあるものであろうが、それにしても明の末に近いものであり、これを引
用した泉州府志は乾隆年間のものであつて、その内の「喳」字の音が、現在の音と、そんなに違つてゐるとは考え得
ぬことである。

わたくしは「喳嗜例綿」の「喳」は本來は「喋」と書かれていたのが泉州府志に誤り寫されたのではないかと思う。
喳と喋とは形がよく似てゐるし、「喳嗜例綿」にせよ「喋嗜例綿」にせよ、一般の中中國人には珍らしい名稱に違はない
から、傳寫の間に兩者をとりちがえる可能性は多いと思われる。

「喋」は集韻には「謀」と同じで、「誓」または「晤」にも作るとしてあり、晉は說文に「古文謀字」としてある。故
にその音は言らまでもなく mou, mu であり、また杉本博士の説かれた如く喳 shih は思 ssú に應するもの、例は li で
あるし、綿 mien の泉州、廈門音は、廣東語音と同じく mīn であるから、喋嗜例綿は muslimin の音寫として、少し
も無理がないと考える。「夏不魯罕丁者西洋喋嗜例綿人」とすれば「西洋のムスリミーンの人」即ちイスラム教徒であ
ると語る意味に解すことが出来るであらう。

また杉本博士は「夏不魯罕丁」の「夏」を Hājī の Hā であるとし、不魯罕丁の子なる夏敕大師の、夏敕 Hājī の下略對書に相違ないと云われてゐる。^(參)これは確に博士の御考の通りであるとわたくしも思う。ただここに夏敕大師とする「大師」の解釋であるが、これについては博士の御高見が示されていないので卑見を述べさせて頂く。

桑原博士は「蒲壽庚の事蹟」の中で「元史」卷百一、刑法志、職制上、及び「元典章」卷五十三、刑部、問事の條に「哈的大師」に關する記載のあることを指摘され「福建地方の回々人の行政を統べしが、後これを禁止して蒙古官憲の手に收めたり」と記されている。^(參)

元典章によれば

皇慶元年三月二十九日、福建省宣慰奉_シ江浙行省札付_ヲ淮_ニ中書省咨_ヲ。至大_ニ年十一月二十五日特奉_ニ聖旨_ヲ哈的大師_ハ只管_{セヨ}他每掌教念經_ヲ者。回回人應有_{アルモノハ}的刑名・戶婚・錢糧・詞訟大小公事_ヲ、哈的每休_{ナカレバ}問者。交_ニ有司官_ヲ依_{リテ}體例_ヲ問者。(下略)

とある。即ち哈的大師等は武宗の至大年間(1308—13)に特に聖旨を奉じて以來イスラム教徒間の司法行政のことなどをも扱つていたらしいが、皇慶元年(1311)以後は、専ら教務念經のことについ、他のことは官憲に委ねよと云うのであろう。

わたくしは、ここに哈的大師もあるのも、夏敕大師と同じものであり、こういう稱號を帶びた人々は元代をすぎ、明代に入つてもなお暫くの間は福建のムスリム社會に存續したものであらうと思う。

それでは攝思廉(Shaikhul-Islām)と哈的大師(夏敕大師)とはどこに差があつたかといふと、それはこの一つの名

稱の意味がことなりてゐるのみで、その人々の管掌した仕事は殆ど同じことであつたろうと考えてゐる。

乾隆泉州府志引用の閩書抄には、夏不魯罕丁は衆に推されて攝思廉となり、元末の騷亂の中をも、よく生き延びて、明の太祖の洪武二年（一三七〇）と百四十一歳の高齢で歿したとしてあるのであるが、その後の所に「夏敕大師は不魯罕丁の子なり。回教を習ひ、其の業を繼ぐ。また壽百十一歳」とあり、父が攝思廉の任に居り、子は夏敕大師と稱され、しかも子は父の業を繼ぐだある所から見て、兩者の職掌のほほ同じかたことを推察し得るのである。

わたくしは哈的大師も夏敕大師も、等しく amīr hājj (= miri hājj) であり、「哈的」「夏敕」は hājj の音寫、「大師」は amīr (mir) の意譯であると考へる。amīr hājj, miri hājj はペルシヤ語化した形で、本來のアーディヤ語は amīr al-hājj (amīr ul-hājj と發音) である。amīr は「指揮者、支配者、君主、指導者、家長」などの意味を持つが、Steingass は miri hājj を ‘the chief commander of the pilgrims’, ‘the leader of the pilgrims’, などと説明して ⁽⁴¹⁾ Encyclopaedia of Islam と Amīr al-Hadjid 1 項を詮む ‘Leader of the caravan of pilgrims to Mekka’ 云々、イスラム時代に入り、始めんの稱號を帶びたのはアブー・ベクルで西暦六三〇年のハッジの際であったが、後世、歴代のカリフは自身がこの役目を果すが、やむなれば王子等をこの名譽職に任じた。その任務は單に巡禮達をメックカまで引率して行か、そこから連れ歸るのみではなく、途中に於けるそれらの風紀上の取締り、メックカ、アラファ山その他聖地に於ける儀式の指導等にも當るものであつた。政治上の分裂があつた際は、それぞれの政權を代表する幾人ものアミールル・ベッジがアラファ山に對抗的に旗を立てたこともあると説明してゐる。また Ameer Ali は、歴代のカリフは、聖地巡禮者達を遊牧民の掠奪や攻撃から護るため a superintendent of the Hājīs (Ameer ul-Hājj) と

の重職を設けたが、その任務は一隊の兵を率ひて巡禮隊と同行するにあつたと説いてゐる。しかしこの説明は十分ではなじよぬである。アミールル・ベッジの任務は決して巡禮隊の護衛のみにあつたのではなく、主な任務は巡禮（朝覲）の先達である。一八五三年の九月、メディナに於いてダマスクスから來た巡禮團に加わりメカに潜入した英國のリチャード・ペートンによれば、Emir El Hajj とは巡禮團を導く特權を帶びたパシヤの稱號で、名譽ある任務でもあれば、實益もある。何故ならば、聖地または、そんぐの途中で死んだ巡禮達の携帶財産を沒收する權利を持つてゐるからであるとしてゐる。^(十四) また西暦一八七五年、ダマスクスから同じく巡禮團に加わつて北部アラビヤに入つた英國のダウド・ペトロウと、その巡禮團には種々の役員があつたが、最高のものが Emir el-Hajj だ。‘commander of the great pilgrimage’ と譯すぐれぬ、「昔はよくベルタンの王子が、N の役に就いた。しかし、當今はスタンブルの精巧なカーペットの渾みをまだ身體に残してゐるような廷臣の内の誰かで、駱駝の旅の辛さには耐えられそうにもない人々である」と書いてゐる。^(十五) またそのトビ Pasha el-Hajj がトビ、これが實際上はキャラヴァンを指揮する一切の任に當る。^(十六) トビのホタトビ Muḥāfiẓ el-Hāj (護衛役、監視役) が居り、Kasra el-Hāj^(十七) (會議役) をも兼ねてゐたが、これは剛強な武人で、旅行中は一日三、四時間位しが眠らなかつたと語つてゐる。^(十八)

西うきでもなく、メカの大祭に參加するにあつて、イスラム教徒に課せられた義務の一項、五つの柱 (rukñ 複 arkān) の一つに數えられて居り、毎年各地から巡禮達がメカに流れ込んで來る。その中で最もオスマントルコ時代にはシリヤ特にダマスクスに集結して南下するものと、エジプトのカイロから來るものが11大集團が最も顯著で、前者は Hajj al-Shāmī、後者は Hajj al-Misrī と呼ばれてゐた。^(十九) これと、それぞれ amir al-hajj が居たのであるが、そ

の他の各地方から來た巡禮團にもそれぞれその先達がいて、やはりアミールル・ハッジと呼ばれたものと思われる。そしてペルシヤ人はこれを miri hajj または amiri hajj と稱したのである。一度びメック大祭に參加の宿願を果したものは、生涯 hajji としてムスリム社會で特別に重きをなした如く、巡禮の先達の如き大役を勤めたものは、やはり一生涯、ミーリ・ハッジまたはアミーリ・ハッジの稱號を帶びて、一層の權威を保持したものと思われる。元代から明初にかけて福建地方に哈的大師、夏敷大師と呼ばれる人々が現われたのは、その興味ある實例として注目すべきものと、わたくしは考へてゐる。そして當時の福建地方、特に泉州などでは、これを特に miri hajj の形で呼んでいたものと推察する。その有力な證據として舉ぐべきものは、泉州の回教寺院、即ち清淨寺内に殘存する明の成祖の上諭を刻した碑で、張星娘・陳萬里・黃仲琴の諸氏が紹介したものである。⁽¹⁴⁾

この碑は、同寺の正門を入つて東側の壁に嵌入してあり、黃氏によれば「楷書・字大寸ばかり。石の四周は繞らすに蟠龍を以てす」としてある。曰く

「大明皇帝、米里哈只に勅諭す。朕惟うに能く心を誠にして善を好む者は、必ず能く天を敬い、上に事え、善類を勸め率いて、皇度を陰翊す。故に天は錫うに福を以つてし、無窮の慶を享有せしむ。爾米里哈只、早くより馬哈麻の教に従い、志を篤くして善を好み、善類を導引し、また能く天を敬い上に事え、ますます忠誠を效す。茲の善行を眷みば、良しく嘉尙すべし。今特に爾に授くるに勅諭を以てし、所在を護持せん。官員・軍民・一應人等、特に慢侮欺凌すること毋れ。敢て故に朕が命に違ひ、慢侮欺凌する者あらば、罪を以て之を罪せん。故に諭す。永樂五年五月十一日」

右の碑文に現れた「米里哈只」は明かに miri Hajj の音寫で、この人が清淨寺の責任者であり、當時の泉州のイスラ

ム教團の代表者であつたのであろう。またこの米里哈只こそ、「哈的大師」「夏敕大師」と同じ稱號と考えられる。

前述の如く夏不魯罕丁は洪武三年に百四十二歳で歿し、その子夏敕大師が父の業を繼ぎ、百十一歳の壽を保つたと泉州府志にある。この父子の行跡を見るに多分にイスラムの神祕派（スマフイー）の行者らしい特徴があつて、もとよりその年齢なども、そのままには受取り難い。しかし相當の長壽者であつたことは事實であろう。それにしても洪武三年から、成祖の上諭の下された永樂五年（一四〇七）までは足かけ三十八年もあるから、不魯罕丁の子の「夏敕大師」と、永樂五年に上諭を受けた「米里哈只」とを必ずしも同一人であると斷定することは出來ないかも知れない。しかし、同一人であることも、決して不可能ではないし、わたくしにはどうも、そうであつたようと思われてならぬ。また假に別人であつたとしても、それは不魯罕丁の子なる夏敕大師の後をうけて泉州のムスリム達の中心となつた人物に違いない。

第二章 吳鑒と清淨寺碑記

泉州清淨寺の創建や改修のこと、これらを綴るイスラム教徒の動きなどを最も詳細に傳えたのは元末の吳鑒の「清淨寺記」（至正九年一一三四九—頃の執筆）と、同じモスクにあるアラビヤ語刻文（至大三—四年一一三一〇—一年一頃のもの）とあることは既に拙稿「泉州の波斯人と蒲壽庚」中でも述べた如くである。^(二十一) 吳鑒の碑文は閩書（卷七、方域志）にその一部が引用され、從來はそれだけが利用されて來た。原碑は果して今もあるのだろうか。閩書は原文のどの位の部分を傳えたものであろうか。閩書の引用は果して忠實なものであろうか。閩書引用以外にも重要な内容を含

んだ部分があるのでなかろうか。こういう疑問は當然起るわけであるが、いままでに、これに就いての考察は殆ど行われて居ないようである。

民國十五年（一九二六）の秋、二人のすぐれた中國學者が、この方面に深い關心を持つて清淨寺を訪れている。それは當時廈門大學の教授であつた張星烺と陳萬里の二氏であるが、兩者とも吳鑒の碑をはつきりと識別していない。張星烺氏によると、清淨寺の大門を入ると「右手に石碑一あり。牆邊に立つ。頂蓋の風雨を遮掩するもの無く、侵蝕多くして辨すべからず」とあり、^(二二)簡単に見限つた形である。陳萬里氏の方は「院中、東面に二石碑あり。已に磨泐す。椎拓後或は尙讀むべし」として、やゝ望みを維いではいるものの、その後これが判讀に力をそいだものかどうか、その著書には全く記載を缺いている。そして一人とも、この磨滅に瀕した碑の一つが、最も尊重すべき吳鑒の碑そのものであることを覺つてはいないらしいのである。

これが吳鑒の碑であることを明かにしたのは、前文にも述べた黃仲琴氏であつた。黃氏は張、陳二氏より一年おくれて民國十七年の夏、このモスクを調査し、かの二碑のうちの一つは明の萬曆三十七年（一六〇九）の「重修清淨寺碑記」であることを確かめ、若干の磨滅箇處を除けば、ほぼ完全に読みとつている。^(二四)この碑は高さ九尺、幅三尺九寸、二十六行で、一行は六十三字、楷書で記しており、明の成祖の上諭の嵌入してある場所から、更に進んで第二門を入つた所に西向きに立つて居るという。そこは、もと圓天井を頂く廻廊であつたが、現在はドームは無くなり、露天になつてゐるのである。その所在場所から見て、張・陳二氏が読み得ないとしてしまつた二碑の一つであることは疑うべくもない。

これと並び立つ、もう一つの碑を黃氏は「元碑と爲す」とし、明碑より「やや小さく、行書、共二十二行、行五十字、

文は多く磨滅す」と記しているが、それでもなお三百十字ほどを読み得ている。二十二行で一行五十字と云えば、全部一千百字に達するから、そのうち三百十字では僅少に過ぎる憾みはあるが、矢張り大きな收穫で、先ず第一に「三山呉鑒誌」とあることによつて、これが紛れもなく、呉鑒の清淨寺記であることがわかる。その他にも閩書引用の同碑文と符合するものが三十五字もあるので、全く疑う餘地はない。閩書引用の同碑文は四百九十三字あるから、これに黃氏の判讀した部分を合すると（重複の所は數えず）全部で七百六十六字となり、結局三百三十一字のみが不明である。（その他にも推測によつて加え得る文字が少くも十三字はある）閩書には引用されて居らず黃氏の判讀にかかる部分にも重要な史料が含まれている。また閩書引用の文と、黃氏判讀の分とを併せて考察すると、閩書の引用は極めて忠實であり、勝手に字句を變えたり、省略したりしたものでなく、原碑文の最も重要な部分を、そのままに寫したものに違いないと判断してよいと思われる。閩書の著者何喬遠は泉州に生れ萬曆から崇禎年間にかけて、その地で活動した人であるから、直接原碑に當るか、呉鑒主輯にかかる清源續志などに錄された碑文を寫すか、とに角、全文をはつきりと読み得たものに違いない。わたくしは閩書の引用の分と黃仲琴氏の報告とに基いて、次の如く、清淨寺碑記の復原を試みた。（ただし、字側に○をつけたのは黃仲琴氏の判讀したもの、◎をつけたのは、閩書と黃氏と重複した部分、△は筆者が推測によつて補つた文字である。なお強いて言えば、この外にも若干は補足し得る文字もあるが、慎重を期して確實なもののみにとどめた）。

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50

同募

- 1 (上缺) 將軍福建都指揮使司都指揮使
2 (中缺) 清篆蓋
3 進士觀戸部 (中缺) 丁儀書丹

西出玉關萬餘里有國曰大食於今爲帖直氏北連安息條支東隔土番高昌南距雲南安南西漸于海地莽平廣袤數萬里自古
 絶不與中國通城池宮室園圃溝渠田畜市列與江淮風土不異寒暑應候民物繁庶種五穀蒲萄諸果俗重殺好善書體旁行有
 篆楷草三法著經史詩文陰陽星曆醫藥音樂皆極精妙製造織文雕鏤器皿尤巧初默德那國王別譜拔爾謨罕驁德生而神靈
 有大德臣服西域諸國咸稱聖人別譜拔爾猶華言天使蓋尊而號之也其教以萬物本乎天天一理無可像故事天至虛而無像
 設每歲齋戒一月更衣沐浴居必易常處日西向拜天淨心誦經經本天人所授三十藏計一百一十四部凡六千六百六十六卷
 旨義淵微以至公無私正心脩德爲本以祝聖化民周急解厄爲事持己接人內外慎勅迄今八百餘歲國俗嚴奉尊信雖適殊域
 傳子孫累世不敢易宋紹興元年有納只卜穆茲喜魯丁者自撒郎威從商舶來泉州茲寺于泉州之南城造銀燈香爐以供天買
 土田房屋以給衆後以沒塔完里阿哈味不任寺壞不治至正九年閩海憲僉赫德爾行部至泉州攝思廉夏不魯罕丁命舍刺甫丁
 哈梯卜領衆分訴憲公任達魯花赤高昌楔玉立至議爲之徵復舊物衆志大悅於是里人金阿里願以已貲一新其寺來徵余文
 然記余嘗聞長老言□氏國初首入職方士俗教化與他種特異徵諸
 (缺廿六字)

兆□已遠矣今泉之禮拜寺僧
 (缺卅八字)

清源郡志已著其事今復□其廢興本末
 (缺廿三字)

□之心行□其教□楔公治泉有惠期年之內百廢俱興
 皆明經進士其於□
 之教□夏不魯罕丁者博學有才德年一百二十歲精健如中年命爲攝思廉其曰攝思廉猶言主教也
 新者亦餘波之及□謂非明儒者郡字則並峙
 甫丁哈梯卜謨阿陣薩都
 □任特也沒塔完里舍刺
 (缺九字)

順推官徐君

正奉訓知事郡士將仕董其役者泉州路平準行用庫副使馬沙也三山吳鑒誌按舊碑年久腐敗□錄諸郡志全文募口以立石(缺六字)立扁清淨寺三大字以輝壯之他如(缺廿二字)

皆以本教

爲念或議以修葺之功或厚以俸口之施而咸有功斯寺者然教中顯於泉州(下缺)

右の文中、特に氣づいた所を述べると、第四行目以後に「初め默德那國王別譜拔爾謨罕驕德生れてより神靈、大徳あり。西域諸國を臣服せしむ。みな聖人と稱す。別譜拔爾はなお華言「天使」の如し。けだし尊んでこれを號するなり。……心を淨めて經を誦う。經はもと天人の授くるところ。三十藏、計一百一十四部、凡そ六千六百六十六卷……」とある。ねのか、默德那が Medina (al-Madinah) 別譜拔爾がアラビヤ語の rasūl (使者、豫言者の義) にあたるペルシヤ語 Paighām-bar、謨罕驕德が Muhammad の音寫であることは極めて明瞭で、すでに張星娘氏等も指摘した所である。

その次にイスラム教の本義を述べた後、コーランの説明に及んでくる。「天人の授くる所」とある天人はアッラーではなくて、天使(malak)のことであらう。アッラーの啓示をマホメットに下す仲介をしたのは、大天使ガブリエル(Jibrīl)であつたとも、「篤信の精靈」(Ruhul-Amin)とも、または「恐ろしき力あるもの」Shadidul-Quā であつたとも言われて一致しないが、ベティース(ヤホメットの言行の傳承)では一般に「某天使」malak であるとしている。コーランそのものは長短まちまちの百十四の章(Sūra)に別れ、各章がそれべくつかの節(Ayā、複數Āyāt)に別れていて、ことは周知の事實で、スーラとは「列」アーヤは「しるし」の義である。アーヤの數は區切り方によつて異同を生じ、六千六百十六、または六千一百三十六などとするが、それ以外の數もある。^(三十六) ここではスーラを「部」アーヤを「卷」と譯し、卷數を六千六百六十六としているが、或は六千六百十六とすべきを六の數につられてこうしたものか。

コーランは別に信徒の讀誦のために三十のジュヅウ *juz* に別たれている。スー^ラは長短不同で、長いものは二百八十六節もあり、短いものには三節か四節しかないものもあるので、ムスリム等は大抵讀經の際、スー^ラの別によらず、全經をほぼ均しい分量に三十分したジュヅウに従う。コーランの左右の欄外に「ジュヅウいくつ」と明記してあるが、ペルシヤ語では *Sipara* とも呼び、ラマザーンの月の齋戒中は毎日一スイーパーラを讀誦する習慣があるという。この一ジュヅウを基準とし、それを半分に切つたヒズブ（またはニスフ）四分の一にしたルブウ、四分の三のスルスなどの別け方もある。碑文中に三十藏とあるのは、このジュヅウ（スイーパーラ）を意味していることは明瞭である。またこれはコーランの構成を相當詳しく述べた文章として、中國文献中最も古いものと思われる。^(二十九)

碑文にはまた「書體は旁行、篆楷草三法あり」としてある。篆とはクーフィー書體 (*kufic*) を、楷とはナスフ書體 (*naskhi*) を指すものと思われる。草は恐らく十三世紀中にペルシヤに發達したといわれるターリーク *taqiq* 書體か、ナスフ體の崩し書きをいうのであろう。タブリーズのミール・アリー *Mir Ali* がナスフ體とターリーク體とを折中して工夫したという流麗なナスターイーク書體は十五世紀以後のものであるから、勿論この場合は除外すべきである。

吳鑒の清淨寺碑の中の右の部分と殆ど同じ文章が明一統志（卷九十）名山藏（王享記卷五）、皇明世法錄（卷八十一）明史（卷三三二、默德那國の條）などにある。劉智の天方典禮擇要解（卷一）にも「海鹽鄭曉曰、默德那國王穆罕默德生而神靈、有三^ニ大德。臣服西域諸國。諸國尊號爲^ニ暗昂伯爾、猶^ニ華言天使云。其教專以事^レ主爲^レ本。而無^ニ像設。其經有三十本。凡六千六百餘章^ニ云々」^(三十)とあり。同じく明の羅曰^{ヨウ}穀の咸賓錄にも同様の文章が見られる。皆、同一系統に属するが、この系統の所傳は、右述のもの以外にも存すると思われる。その中で、現在知られているうち最も古いものは

呉鑒の碑文である。

同碑文はその次の所で、清淨寺（碑文中には禮拜寺とある）の創建の由來や、元の至正年間の重修の事情について述べているが、これについては既に拙稿中で述べた如くである。^(三十一) 間書引用の部分は、そこで終つてゐるが、幸運にも黃仲琴氏の判讀し得た部分は、すぐその後に接續するものと認められる。何故ならば、兩者をすぐ接續すると、丁度、黃氏の言つた如く「共二十二行、行五十字」というのと合致するからである。

黃氏判讀の部分の最初の所、即ち第十三、十四行では回教の中國流入の概要を述べ、第十五行目で再び泉州の禮拜寺（清淨寺）の由來に及んだものの如く思われるのであるが、第十六行の初めに「清源郡志已にその事を著す。今まで其の廢興の本末を×」と見える。

清源郡志は泉州の地志として最古のものの一つであつたらしが、今は傳わつていない。乾隆泉州府志の郭賡武の序に「州の地、宋より定りて、志もまた宋より始まる。顧るに嘉定、淳祐の二志僅に其の名を存するのみ。元九十餘年の間、また未だ繼作あるを聞かず」とあり、同治九年の重刻版に寄せた章倬標の序には「泉、唐より以前、志あるを聞かざるなり。これ有るは宋の嘉定より始まる」としてゐる。また同書には明の隆慶二年に出た泉州府志の序が轉載してあるが、それには「泉は七閩の上郡となす。獨り宋の淳祐の間に清源志あり」としてある。かく宋代の泉州の地志については所説が區々であるが、實際は寧宗の嘉泰元年（一一〇一）に最初の清源郡志が現われ、更に下つて理宗の淳祐十年（一一五〇）に第二番目のが編まれたらしい。その證據は寧宗の嘉定十年（一一〇八）と理宗の紹定五年（一一三一）と前後二回、泉州の知州事を命ぜられた名儒眞德秀の文集中の「清源文集序」なるもので、その中に「清源郡志成於

嘉泰之初。元山川・封域・人物・風俗登載蓋略備矣」と述べてある所から、嘉泰元年ころの清源郡志があつたことは確實としてよいであろう。これが後世に「嘉定の清源郡志」と誤り稱せられたものと思われる。(三十四) 乾隆泉州府志(卷二十九)に泉州の通判であつた「戴溪」という人の略傳があり、それに「字は肖望、永嘉の人。慶元中、泉州に判となり、能声あり。太守、信安の「劉顥」と清源志七巻を撰す」とある。直齋書錄解題(卷八)に

清源志七巻

通判州事永嘉戴溪肖望撰。時慶元己未、太守信安劉顥也。

と見えているのが、これである。劉顥傳(乾隆泉州府志卷廿九)によれば、彼が中奉大夫集英殿修撰を以て泉州知事を命ぜられたのは慶元五年(己未、一一九九)であり、翌年が同六年で、その次が嘉泰元年である。編纂にとりかかつたのが慶元五年で、刊行されたのが嘉泰元年であつたと推測する外ない。何れにせよ、ここに清源志とあるのが、嘉泰清源郡志であることは間違いないと、わたくしは考えている。

次に淳祐の清源郡志については、元の至正十一年(一三五一)の清源續志(吳鑒が高昌の楔玉立の命を受けて主輯した二十巻本)の序文(清源續志は散佚してしまつたが、吳鑒の書いたその序文のみが、幸いにして汪大淵の島夷誌略の序文中に混入して残つている)に

清源前誌放失。後誌止於淳佑庚戌。

とあることにより、淳佑庚戌(十年)ころに完成したものらしいこと、及び清源續志が出来た至正十一年(一三五一)には、まだ残存していたことが解るのである。當時、嘉泰清源郡志の方は既に亡失していたから、吳鑒が清淨寺

記中で、この寺の由來が清源郡志に記してあると書ひてゐるのは、おかしく、この淳祐志の方であると思われる。

一

明の萬曆二十五年（一五九七）に泉州府晉江の人何炯の「清源文獻」十一卷が公刊された。炯は閩書の著者何喬遠の父で、字は思默、嘉靖三十三年の貢士、靖江縣敎諭を勤めたことがある。^(三十五) この書は宋の嘉定十一年に編まれた「清源文集」にならひ、泉州關係者の詩文を集めたもので、四庫全書總目（集部總集類存目二）にその解説があるし、内閣文庫に萬曆の原刊本が藏してある。

この書の凡例に、「兵亂の後、すでに清源文集は存するなし」と言ひ、更に

嘉定志世絶不_レ見。淳祐志已無_レ全編。

としてある。嘉定志は嘉泰志と訂正すべきであるが「淳祐志已無_レ全編」とは「完全なものはないが、一部分はまだ残つてゐる」の意に解してよいかと考える。何炯は嘉靖—隆慶—萬曆のころ在世したのであるから、そのころ淳祐志がまだ一部なりとも残つていたとすれば、それよりも早く隆慶二年（一五六八）に出來た泉州府志の序に「泉は七閩の上郡となす。ひとり宋の淳祐の間に清源志あり」と書かれた理由も納得出来るわけで、嘉泰志の方はすでに滅び去つていたため、全然言及されていないのである。

碑文の十七—二十行は、至正年間の重修に盡力した人々のことを述べてゐる。楔玉立、攝思廉（シャフル、イスラー
ム）の夏不魯罕ト Haij Burhān ud-Dīn、舍刺甫丁哈梯ト Sharaf ud-Dīn Khātib のことなどが記してあるが、舍刺
甫丁は沒塔完里 Mutawalli 郡ち都寺の役についていたものらしく解される。その次に「謨××薩都……」とあり、

第十九行目に「議阿陣者猶言唱拜也」としてある。この場合の「議」は黃仲琴氏の判讀の誤りで「謨」が正しい。また「薩都」の上に「阿陣」の11字を補うことが出来るが、「薩都」の下にも「爾丁」を補つてよいかと思う。つまり「謨阿陣 mu'azzin の薩都爾丁 Sadr ud-Din も重修に盡力した一人で、謨阿陣とはなあ唱拜というが如きである」との意味である。mu'azzin, muezzin は音も義もなく、「azzana (名詞形は 'aṣān) する人」の義で、モスクの光塔の上に立つて歌うが如く信徒に禮拜の時を告げ、「祈りに來ませ、救いのものに來ませ」と呼びかける者、マホメットのとき、アビシニヤ人ビラールがその初代となつたと傳えられている。不魯罕丁と舍刺甫丁並びにそれらの役名は閩書にも紹介され、泉州府志その他にも記録があるが、薩都(爾丁)といふ人がムアッジンを勤めていたことは黃仲琴氏の判讀によつて初めて知られたわけで、これによつて元の至正十年ごろの泉州清淨寺の幹部の陣容は一層はつきりしてきた。そして中國に傳えたアラビヤ語彙に、この一つを加え得たわけである。

第二十行目に清淨寺重修の工事主任となつたのは「泉州路□□□用庫副使□馬沙」とある。「泉州路」の下の三缺字は「平準行」と補うべきであろう。それは萬曆泉州府志(内閣文庫所藏本。卷九、官守志)に元代の泉州路總管府の職官を列記し「平準行用庫提領大使副使各一員。豐衍庫大使副使各一員」としてあり、その他にはこれに宛つべき官職名は見當らぬからである。

當時、泉州路總管府の達魯花赤が楔玉立であつたが、同じ泉州府志(卷九)に「今郡志楔玉立を稱して監郡と曰うは胡元の官名を惡めばなり」としてある。楔玉立については、高昌の名族の出で、その一家は祖先以來マニ教徒であつたろうとの説が陳垣氏によつて述べられてゐる。^(参十六)しかし彼までマニ教徒であつたかどうかは頗る疑問であるが、泉州に在

任中は治績大に舉り、宋代の眞德秀と並び稱されている。萬曆泉州府志（卷九）にも「元代に達魯花赤として泉州に赴任したものが、凡そ二十二人あるが、ただ楔玉立のみが宦蹟を現わした」としてある。清淨寺の重修もその事業の一つであり、至正十二年には泉州府城壁の改築を行つてゐる。即ち外城（羅城）の南部の外側、泉南港に面した部分には、宋の紹定三年に郡守游九功が築いた翼城が繞らしてあつた。楔玉立は、この翼城と重つた部分の羅城を外し、翼城を二倍ほどの高さ、即ち二丈一尺に補強して、これを新しい羅城とした。^(三十七) この工事により、舊羅城の外側を遙つていた濠が城内に取入れられたので、その浚渫を行い、運河に利用している。そのほかにも、文教を興し、貧民の救濟を行うなどあまたの事蹟のある中で、福州の吳鑒を聘して幕下に置いたことも注意すべきであろう。

清淨寺記も勿論鑒の撰文で、そのことは第二十一行に明記してあるが、その後に「按するに舊碑年久くして腐敗……諸に郡志の全文を錄して……石碑を立つ……」とし、第二十一、二十二行にはそう云つた修理の事情が述べてあるもの如くである。これによつて黃仲琴氏が判讀した「元碑」即ち吳鑒の清淨寺碑記はその原碑ではなくて後世の再刻であり、しかもその文章は「郡志」から寫したものであることがわかる。これと並ぶ萬曆三十七年の「重修清淨寺碑記」は磨滅の度が遙に少なく、黃氏はその大部分を讀んでいる位であるから、これと同時に元碑を再刻したものではないようと思われる。この萬曆碑に「元の至正間、夏不魯罕丁と曰うもの有り、里人金阿里とこれを修す。明興り、凡そ幾縁なるを知らず。隆慶丁卯、塔壞る。住持夏得升、衆を鳩めて之を修す。太守萬靈湖公俸を捐して以て助く。今萬曆三十五年、地大に震い、暴風淫雨、樓口飄搖し、傾圮日に甚し。住持夏日禹、父老子弟を率い、余に請うて之を修せんとす……」とある。^(三十八) 隆慶丁卯（元年・一五六七）と萬曆三十五年（一六〇七）とは四十年をへだて、また前者は吳鑒の原碑

の刻せられたときから大約一二百二十年である。ほんの臆測に過ぎぬけれども、元碑の再刻は隆慶初年の重修のころではあるまいが。同碑の第一行から三行までは、第一行が二字、第二行が十五字、第三行が九字しか讀まれていないが、これは吳鑒の原碑にあつた文章ではなく、再刻のとき、これに關係した人々のことと記したものと思われる。第二行に「：將軍福建都指揮使司都指揮（使）：とあるのも、明代の官制と思われる。明史（卷七六、職官五）に「都指揮使司には都指揮使一人あつて正二品である」とあり、太祖の洪武八年十月に詔して從來の「都衛指揮使司」を「都指揮使司」に改め、凡そ十三の都指揮使司を改設したが、その中に「福州都衛を福建都司（都指揮使司）と爲す」とある。恐らくこれに當るものであろう。

三

吳鑒その人の経歴については詳しくは知られていない。三山の吳鑒と呼ばれている所から福州府出身であることは疑ない。八閩通志（卷六二、人物、文苑）に「三山人。文詞に工、簡潔清新、一時の推重する所となる。其集は多くは散逸す。殘編斷簡は士大夫の家に往々猶存するものあり」とあり、汪大淵が自著島夷誌略につけた後序に「三山吳鑒明之」とあるので、字が「明之」であつたことがわかる。清淨寺記の如きは、僅少しか殘存しない彼の文章中では最も雄篇として推すべきものであろう。また汪大淵の島夷誌略には、彼の序文が二つつけてあるが、その一つは周知の如く彼の主輯した「清源續志」の序文に外ならぬ。その他泉州に建てられた偰玉立の生祠にも彼が碑文を書いたらしく、八閩通志（卷五九、祠廟）「偰監郡生祠」の條に「元至正十年、郡人、達魯花赤偰玉立の爲に建つ。三山吳鑒の記あり」とある。偰玉立在任中、泉州で彼が書いた文章は相當多數あつたと思われるし、その中には石に刻されたものも多かつたである。

う。とりわけ一番纏つた仕事は前述の地方志編纂で、閩書（卷五三、文淵志）に楔玉立のことを記し「至正中泉州に監たり。……圖誌を考求し、舊聞を搜訪し、寓公三山吳鑒を聘し、清源續志二十卷を成さしめ、以て一郡の故事を補う」とある。乾隆泉州府志の郭賡武の序に「元九十餘年の間、また未だ（宋代の一志の）繼作ありしを聞かず」と言つているのは眞實でなく、二十卷もあるものが編纂されたのである。そしてこの書は少くも明の萬曆年間、即ち何喬遠の時代ころまでは存在していた。それは閩書（卷一四六、島夷志）に何子曰くとして「元の三山の吳鑒、泉守楔玉立の爲に清源續志を脩む。余友人の家に於いて僅にその一本を得たり。曰く島夷志。志載する所、凡そ百國、皆閩中に通するものなり。……」とあるによつて明かである。書名を「清源續志」とつけたのは、宋代の「清源郡志」の後を受けた義であろうが、その中に收めてあつた「島夷志」とは汪大淵の「島夷誌略」に外ならぬのである。島夷誌略が、もとは「島夷志」または「島夷誌」と呼ばれ、現存のものよりも、もう少し詳細なものであつたことは、既に丹羽友三郎、杉本直治郎の諸氏により明かにされている。^(四十一) 同説の根據は「明一統志」に「島夷志」として、三十數ヶ條引かれており、明末の錢曾の「讀書敏求記」にも、元人の舊鈔本によつて、同様に作られていることなどであつて、本來は「島夷志」であつたものが、抄錄を重ねてゐるうち、おのずと略されていつたところから「島夷誌略」または「島夷志略」と稱せられるに至つたのではないかと說かれてある。^(四十二) 確に御説の如くであろうが、もう一つ傍證を擧げることが出来ると思われる。それは前文に引用した閩書「島夷志」中の何喬遠の言葉に、清源續志附錄の「島夷志」には凡そ百國の記載があるとあり（島夷誌略には九十九國が記載されている）、その次に三島國、土塔國、古里地悶國のことが引いてあるが、その内容は現存の「島夷誌略」と一致し、何喬遠が「島夷志」と呼んだ書物は汪大淵の著に外ならぬことが明かである。吳鑒自身も、至

正九年十二月十五日づけの序文で、汪大淵の所傳は「其の言必ず信すべし。故に清源續志の後に附錄す」と明記しているし、相まって、いささかの疑もない。

更に附記すべきは、泉州に於いて「島夷志」と題する書物が著わされ、これが他の編纂物の附錄となつたのは汪大淵の書が最初ではなく、宋代に前例があることである。吳鑒が大淵の書を清源續志の附錄としたのも、或はその故智に學んだのかも知れない。

宋代に「島夷志」を編んだのは何人であつたか詳かでないが、嘉定八年（一二一五）三月から泉州の知州事を勤めた休寧の人「程卓」字は「從元^{四十二}」が觀察推官の李方子をして「清源文集」四十卷を編せしめ、これに郡人某の著わした島夷志をつけたのである。そのことは程卓の後任として泉州の知事となつた眞德秀の「清源文集序」中に明記してある。

この一篇の趣旨は「郡に「志」のあるは古に始まり、郡に「集」のあるは近世に始まつたものである。「志」あつて、更に「集」のあるは何故かというに、「志」はその事を紀し、「集」はその言を載せるもの、「志」はその大綱を存し、「集」はその纖悉を著わすものだからである。「志」は經の如く、「集」は緯の如く、ふたつながら無くてはならぬものである。清源郡志は嘉泰の初めに成り、山川・封域・人物・風俗などつまびらかに登載されている。しかし名士大儒の論述、文人詩人らの賦詠にして、國史に、家集に散見するもの、及び碑碣にして、楹壁に題されたものなどは、賢才の多くあること、風物の麗わしいことどものよいしるしであり、地志のみでは具さにすることの出來ぬものを多くふくんでいる。新安の程公は赴任された翌年、郡從事武陽の李君方子に向い『この地は文章の藪と號しながら、「志」はあつても「集」がないのは闕けていはしないか。子よ、我がためにこれを輯められよ』と言われた。…とあり、その次

に「李君既承_レ命、則退而網羅收拾、得詩賦雜文凡七百餘篇、合爲四十卷。而公括_ニ田廩士之本末與郡人所_レ編島夷志、則別爲_レ之帙、以附焉……(下略)」とあり、最後に「嘉定戊寅(十一年)十月甲子建安真某序」とある。

これによつて宋代の「島夷志」が清源文集に附錄としてつけられたことは明白であるが、これが果して如何なる内容のものであつたかは知ることが出来ぬ。前述した如く明の萬曆二十五年に刊行された「何炯」の「清源文獻」は宋代の「清源文集」の趣旨に倣つて編まれたものであるが、しかもその序文には「今その志(宋の清源郡志)と集(清源文集)と既にまた見るべからず」としてある。それのみか、清源文集が現われてから十年に満たぬ寶慶元年(一二二五)九月の序のある趙汝适の諸蕃志は、泉州で書かれたものではあり、その内容上からも「島夷志」を大に参照したろうと考えるが當然であるのに、この書の序文には「汝适被_レ命此來。暇日閱_ニ諸蕃圖。有所謂石牀長沙之陰、交洋竺嶼之限。問_ニ其志、則無_レ有焉。迺詢_ニ諸賈胡、俾_ニ列_ニ其國名_ニ道_ニ其風土、與_ニ夫道里之聯屬、山澤之蕃產_ニ譯以_ニ華言、刪_ニ其穢潔_ニ存_ニ其事實_ニ名曰_ニ諸蕃志」としていて、あたかも文献の頼るべきものがないので、外國商人達から直接事情を聽いて書いたものの如く述べている。しかし、この書には「嶺外代答」「通典」その他の文献を利用した部分も多いことは既に先人の指摘された通りであるから、必ずしも嘉定年間の「島夷志」を利用しなかつたとは斷定し得ないであろう。何喬遠の閩書中にも「島夷志」なる一巻が編入されていることは、ここに断わるまでもないが、これを入れると、宋、元、明、各時代にそれぞれ一つづつ、都合三種の「島夷志」が泉州で書かれたことになる。まことに「島夷志」は海港泉州に於ける一種の傳統的著作とでも言い得るかも知れない。

杉本博士の『忘れられたる帝國』その他に拾う」の一篇は、汪大淵とその島夷誌略に關する誠にすぐれた考察であ

り、殊に、これまで、漠然としていた大淵の出生年を爾雅の一節から推定された點など興味津々たるものを見える。博士

(四十五)

の御説に對しては、わたくしは満腔の散意を表するのであるが、汪大淵その人の言う所にやゝ疑義を抱いている。

それは彼が自ら書いた「島夷誌後序」^(四十六)の中で「大淵少年嘗附船以浮于海。所過之域、竊嘗賦詩以記其山川・土俗・風景・物産之詭異與夫可レ怪可レ愕可レ鄙可レ笑之事。皆身所遊覽、耳目所親見。傳說之事則不レ載焉」としていることである。恐らく泉州で「吳鑒」に會つたときも、またその後「張翥」に序文を依頼したときも「親しくこの目で見た事でなければ、一つとして書きはしない」と力説したものと思われる。それで吳鑒の書いた序文に、汪煥章は海に浮ぶこと數年、その目の及ぶ所を書き記したのであるから「以君傳者、其言必可レ信」とあり、張翥もその序文中で「非ニ親見ニ不レ書、則庶ニ乎其可レ徵也」と信賴の意を述べている。四庫全書總目提要（史部・地理類四）にも「此の書は則ち皆親歷して之を手記し、究ニ空談して徵なき者の比に非ず」としてある如く、大淵の書の強味は實地を見て、専らそのことのみを記したという點にあるとされているのである。日本の如き重要なものを記していないのは、この書が海國全志ではなくて、ただ著者が見た所を記したからだとも四庫提要は辯護している。大淵がかなり遠方まで、長い期間航海してあるいた事は疑うべくもないが、彼の舉げた國々の中には、恐らく親しく足を印したのではあるまいと思われるものもある。この點についてはロックヒル氏が既に疑意を示している。それによると、「大淵のあけた九十九ヶ國は、東は澎湖やモルッカから西はアラビヤや東アフリカ海岸に及んでいる。その大部分は親しく訪れたのであろうが、特に遠隔の地方などまで行つたかどうかは甚だ疑わしい。たとえば Timor や、極西地方の大部分などがそれである。

(四十七)

馬魯潤 (Merv?) や麻呵斯離 (Mosul?) などの如きには、彼は行かなかつたに違ひない」とある。

わたくしは汪大淵が行かなかつたろうと思われる國の一つに「天堂」即ちメッカを加え得ると思う。言うまでもなくメッカを中心とした邊一帯はイスラムの聖地（ヘラム）となつていて、異教徒は絶対に入れないのであるから、もし大淵が實際にこの地に入つたとすれば、彼はムスリムであつたに違ひない。しかし、その地を敍して「風景融和、四時之春也。田沃稻饑、居民樂業」などとしている。メッカ附近が荒涼たる熔岩の沙漠地（ヘルラ）で、氣候は年平均華氏九〇度に達し、稻田など全然存在しない地方であることはよく知られている。

「天堂」の場合はその一例のみであり、細かく検討すれば、他にもこう云う虚構は見つかること思われる。「親見した所でなければ記さなかつた」という彼の言葉にも、少しく警戒してかかる必要があると云うべきか。彼は恐らくメックまでは行かなかつたのであらう。したがつてそのムスリムであつたという證據も無くなるわけである。

第三章 亦思巴奚の叛亂

一

元末、殆ど中國全土があげて騷亂の巷となつた際、福建もその例に漏れなかつた。特に泉州では亦思巴奚（または伊巴爾希）兵の叛亂が起り、順宗の至正十七年（一二五七）から同二十六年に至る足掛け十年に及んでいた。その事情は泉州府志、興化府志、福建通志、閩書等に散見しているが、特に黃仲昭の八閩通志（卷八七）、同治福建通志（卷二六六）に詳しく述べ、黃仲昭は、同鄉の吳源の「至正近記」なる書から主に材料をとつていて、この書は今は散佚に歸した如

くであるが、著者吳源については乾隆二十三年の莆田縣志（卷二一、儒林傳）などに小傳がある。字は性傳、明の洪武三年（一三七〇）に明經を以て興化縣學教諭を授けられ、後に同府學教授となり、洪武十三年には中書舍人林廷綱の薦で、特詔により京師に召され、四輔官兼太子賓客として、位は公侯都府の次に列した。後、老を以つて歸郷したが再び詔を受けて京師に赴き、國子司業を授けられ、久しうからして官に卒した。また同書（卷三十三、藝文）によれば、吳源は至正近記二卷の外に、「蒲陽名公事述」五卷、「抱素軒稿」八卷をも著したとある。

洪武三年に縣學教諭となつたのであるから、少くとも元の至正年間の始めころには生れた人と見なければならず、亦思巴奚の亂を、親しく目撃したことは明かである。また學識の高い人物であつた事も確かで、その記録にも相當信用を置くことが出来ると考へる。しかし彼の記述した亦思巴奚の叛亂はどこまでも、その故郷の興化府城（莆田）を中心として觀たものであつて、亦思巴奚の根據地たる泉州に於ける事情には殆ど觸れていない。八閩通志と大體同じことが同治福建通志にもひかれてあるが、文字に若干の相違點がある。

張星烺氏は、中西交通史料匯編（第四冊、古代中國興伊蘭之交通）中に福建通志から逐一引用し「元末泉州波斯戍兵之亂」「波斯軍隊駐中國」と銘をうつてゐる。果して亦思巴奚は波斯の戍兵であつたろうか。その本質の考察が本章の目的とする所である。しかし、やや冗長ながら、先ず叛亂の経過を一通り敍述することとし、それには八閩通志所引の至正新記を中心とする。これが最も史料として價値が高いと考えられるがためである。

この叛亂の勃發したのは、同治福建通志（卷二六六）に「至正十七年春三月、泉州の萬戶賽甫丁、阿迷里丁、城に據りて以て叛す」とある如く一三五七年春のことで、清淨寺の重修や、清源續志の編纂が行われてから間もなくのことである。

あり、夏不魯罕丁、金阿里等を始め、それらの事業に關係した人々の多くがまだ在世中の出來事だつたのである。

張星娘氏は賽甫丁を Seif-uddin、阿迷里丁を Amireddin の音寫としている。^(五十一) 前者が Saif ud-Din (教の劍の義) にあたることは疑ないが、後者は果して Amir ud-Din であろうか。萬曆泉州府志（例えれば卷一沿革の條）乾隆福建續志（卷四四）その他には「阿迷里可」と書かれてある。しかし八閩通志引用の至元新記には「阿迷里丁」とあるから、この方が正しいのであろう。ただ、Amīr ud-Dīn という形は珍らしく、寧ろ ‘Amid ud-Dīn と復原すべきものではないかと思われる。

叛すはあるが、どの程度のものであつたかわからない。賽甫丁や阿迷里丁がイスラム教徒だつたことは、その名前からも明かで、恐らく泉州のペルシャ人を主力とする居留民を率い、小さな自治政府をつくつた程度であろう。萬曆泉州府志（卷二四）に「元至正十七年、萬戶賽甫丁、阿迷里可反し、泉州に據る。民大に荼毒を被る」とし、同書（卷十三）に「鄭壽は晉江の人。書を読み文を能くす。（中略）千戸より宣武將軍上萬戸に陞る。至正の間、萬戶賽甫丁、阿迷里可叛し、竊に泉州に據る。壽、これを討たんと謀る。機泄れて遂に害に遭い、一門死するもの數人、第宅盡く燬け、子孫離竄す。泉州これを傷む」とあるにより、漢人中にはこれに反抗を企てたものもあつたことがわかる。

賽甫丁や阿迷里丁等の勢力の基礎となつたのが亦思巴奚兵で、張星娘氏はこれをイランのイスパヘーン出身の兵と考えたのであるが、^(五十二) わたくしはペルシヤ語で軍隊を意味するイスペーへ Ispāh、または兵士、騎士などを意味する Sipāhi と關係のある言葉と考える。

至正十八年十一月には福州行省平章政事の普化帖木兒 (Buka Timur)^(五十三) が、廉訪司（般若帖木兒？）と兵を構えるに至

つた。當時、福州と泉州の中間の興化（路治は莆田）には、前の江浙行省平章政事三旦八が住んでおり、また前興化路總管安童も、道士となつて幽居していた。普化帖木兒は部下を、三旦八及び安童のもとに派遣して、兵を集め、己れの援となさしめようとしたが、その後の所に「又賂泉州亦思巴奚調其兵進」（八閩通志所引至元新記）とあり、福建通志には「復賂泉州阿迷里丁所レ部伊巴爾希兵進省」とある。これが亦思巴奚（または伊巴爾希）の現われる最初の記録と思われる。伊巴爾希は或は伊爾巴希と正すべきものかと思われるが、八閩通志の方が根本史料に近いと考えられるので、それに従うこととする。

至正十九年正月に、「三旦八は自ら平章と稱し、安童は參政と稱し「分省を路治に開き、郡の軍民官を嚇して各、兵を以て會せしむ」と至元新記にある。路治とは興化路治のことで、今の莆田縣である。また二月には「三旦八は興化及び亦思巴奚の兵を驅り、數千人を合して、往いて福州を援くる。安童獨り留まり、興泉分省の任を専らにす。其の意、亦思巴奚兵を輕んじ、以つて制し易しとなし、屢々これに挑む。ここに於いて亦思巴奚の酋阿迷里丁、自らその兵を領して來り、名は福州を援くると爲すも、實は興化を襲わんと欲するなり。安童もまたこれを知る」とあり、「二月、阿迷里丁、城下に至る。安童は漳州の總管陳君用等の謀を信じ、城門を閉じ、兵を城上に陳べて戰守の具あるを示し、また鳥合の衆を西門外に聚め、以て疑伏を以てこれを却くべしと爲す。この時三旦八、阿迷里丁の兵の且に至らんとするを聞き、輕騎興化に至り、安童に勧めて其の兵を納めしめんとす。従はず。三旦八乃ち自ら城を出でて、之を迎う。阿迷里丁これを城外に留め、火を縱つて城門を焚き、矢亂發城上を射る。城中丞に水を取つて沃^ヲぎ火を滅す。矢石また亂下すること雨の如し。相持すること一日にして、決せず。翌日、また急に攻む。城の西、山に近き處のやゝ低きを視、射て守者數

百人を走らし、縁つて上り、遂にこれを陥る。安童狼狽して遁走す。阿迷里丁、遂に三旦八とともに城に入り、これに據る。安童の妻子、財物を虜獲し、兵を縱つて郡境を殺掠蹂躪すること、幾ど一月。「安童」興化縣龍紀寺にありて兵を起し、而して郡民もまた隨處に屯結し、これと抗さんと欲し、附を背^{ガエ}するもの無きを聞き、阿迷里丁は頗る内懼す。四月、遂に三旦八を執え、及び虜獲する所の男女を驅り、奔つて泉州に回る」とある。

攻城の際、城の西、山に近き處のやゝ低きを見、そこから亦思巴奚兵を登攀させ、城中に攻め込んだあるが、その部分に烏石山という丘陵があり、山の腰部を城壁が走つていたが、最高部は城外に出ていた。そこで、この弱點に乗じて城内に突入したのである。なお、これに關しては、もう一度後文で觸ることにする。

亦思巴奚兵の興化攻略は、かくして一先ずは挫折したのであるが、この際に、安童が再び兵を起したという興化縣とは、讀史方輿紀要（卷九六、興化府の條）に見える興化廢縣のことである。莆田縣城（興化府治）の西北八十五里ほどの險峻の地にあたり、新舊の二城があり、舊城は宋の太平興國五年（九八〇）に游洋鎮に置かれ、これが廢された後、元の皇慶年間（一三一二—一三）に廣業里の湘溪村に所謂新縣が置かれ、明の正統十三年（一四五八）に廢されるときまで續いたとある。^(五十三) 安童が走つたのがこの新縣の方であつたことは言うまでもない。

同治福建通志に據ると「この年、賽甫丁、福州に入りて之に據る」とある。その地の争亂に乘じ、亦思巴奚兵の一部を率いて乗り込んだものであろう。安童や、泉州に拉致された三旦八のその後の運命は杳として不明である。

至正二十年に入ると興化路の騷亂の中心人物は一變し、林德隆、苦思丁（Shams ud-Din）、陳從仁及び陳同兄弟等が

現われて來る。八閩通志所引「至元新記」に「二十年正月、興化路推官林德隆、民兵を集め、黃石に陣し、府判柳伯祥を脅かして之を走らす。德隆遂に兵を以て城に入る」とある。黃石市は興化府城（莆田）の東南二十五里にあつて、海に近く、元の至正中に黃石稅課局の置かれていた地といふ。〔五十四〕

苦思丁は廣東元帥府の元帥であつたのが、興化分省の右丞に陞つたものとしてあるが、これも恐らく西域系のムスリムであろう。至元新記に、彼は「伯祥、德隆の相讐惡するを觀るも、既にして之を問わず。伯祥走り、德隆兵を驅りて城に入るに及び、また之を阻まず。何の意たるやを知るなきなり」とある。

秋になると、新しい人物が登場して、林德隆と争うことになつた。「是年の秋、惠安の人陳從仁、軍功を以て累ねて興化路同知に陞る。其冬、莆田の人林德隆もまた軍功を以て累ねて興化路總管に陞る。一人もと豪を以て相下らず。またしばしば嫌隙交惡を以て、各、兵を擁して自ら衛る。而して從仁の黨、衆にして且つ強し。その弟「同」また潛にその兵を以て入る。遂に密に右丞苦思丁と謀り、德隆を誅さんとす。十一月、德隆事を以て出す。從仁兵を遣りて之を執え、獄に繫ぎ、誣うるに謀つて不軌を爲すの罪を以てし、搒掠完軀無からしむ。既にして囊沙、これを壓殺す。明日病死を以て告げ、其の屍を出して檢驗し、數卒をして昇かしめ、西山に至りて燼いて之を躊躇しむ。また兵を莆禧にやり、その財産を沒せしむ。德隆の長子「珙」は福州の賽甫丁に奔り、次子「許珙」は泉州の阿迷里丁に奔り、哀を二箇に祈げ、圖る所有るを欲す。二箇既にその賠を受け、また德隆の冤死し、且つ戕虐ヨウキヤクを受くること太甚しきを憐れみ、朝夕人を遣り、苦思丁の所に至り、潛に復讐を議す」とある。明の宏治年間の興化府誌（清同治十年重刊本）に據るに（卷一、各官年表）元代の（）監郡、達魯花赤、總管（）同知（）判官（）推官以下の表を掲げ「至正十九年の林德隆の判官就任」「同二十年

の陳從仁の同知就任」を記し、その次に「至正二十一年、林德隆爲總管」としてある。しかし、これは至正新紀の如く至正二十年とするが正しく、二十年末には德隆はすでに虐殺されたのである。また德隆の家のあつたという莆田鎮は興化府治（莆田）の東南九十里、半島の突端部にあり、媽祖の廟で名高い湄洲の対岸にあたつてゐる。

至元二十一年四月には福州に奔つた林珙が「賽甫丁の所より回り、大に民兵を集めて湖頭諸處に陳す。阿迷里丁もまた急に兵を遣り、（陳）同を惠安に擊つ。しかして苦思丁はすでに二酋と密約あり。遂に計を以つて從仁を分省の後堂に殺し、また謀つて不軌を爲すを以て之を罪し、その屍を解す。時に阿迷里丁の兵楓亭に至り、「珙」の兵奔つて黃石を突く。苦思丁の「從仁」の首と臂とを傳え至るを得て、乃ち各退去す。「同」もまた兵を以て來つて「從仁」を救わんとす。南門外に至り、「從仁」のすでに死せしを聞き、遂に漳州の「羅良」（のもとに）奔る。未だ幾ならずして苦思丁は福州行省に回り、また參政「忽都沙」、元帥「忽先」（Husain, Hossein）を遣わして、興化に分省せしむ。六月「同」等漳州より海を航して惠安に回り、縣治を陥れ、官吏を殺し、盡くその民を驅りて兵と爲し、声言して、從仁の爲に讎を復すといふ。（林）珙、報を得、即ち劉希良・林子敬・陳縣尉等の民兵を以て楓亭に趨いて迎攻し、敗る所となる。是に於いて「同」の姉夫「柳伯順」その黨「楊九」・「黃國輔」等と兵を率いて「珙」を追い呉山・下林諸處に至る。^(五十五) 流血道を波し、飛焰天を薰き、至るところ毒せらること甚し。然うして客兵深く入り、之を久うして克たず。攻、則ち忽先と通す。（福建通志には「（柳）伯順密に忽先と通す。忽都沙これを覺らず」とある）湖頭は村名で、莆田の西南十五里の文賦里にあり、同名の村が、同じく莆田の東十五里の國清里にもある。^(五十六) 惠安縣は泉州府治（晉江）から東北に五十里、莆田に至る街道にあたる。楓亭驛は惠安と莆田のほぼ中間で、唐代の風亭館、宋代の太平驛で、元の至正

七年に楓亭驛と改め、惠安縣と五十里を隔てて ^(五十七)いる。「七月（林）伯順は杜武慶・胡慶甫・林全・李德正等の兵を以て郡城を襲い、西門より梯して入り、忽沙都（正しくは忽都沙）の家に至り、除授（福建通志には「印綬」）及び討珙の文字を脅取す。是に於いて伯順は府判と稱して城に據り、官軍民兵、柳子儀等を威逼し、驅りて以て「珙」を攻む。「許珙」（林珙の弟）また急に泉州に奔り、兵を阿迷里丁に乞う。八月、「扶信」は亦思巴奚等の兵を以て進んで城下に至り、連日急攻す。「伯順」兵少なく力弱く、支うる能わざるを度り、先ず「忽先」を送りて福州に回らしめ、而して後、その黨を併せて、夜遁れ去る。九月、「扶信」その兵を以て城に入り、自ら元帥と稱す。而して（林）珙もまた兵を以て城に入り、自ら總管と稱し、城に據り之を守る。亦思巴奚の兵、既に殺掠禁するなし。而して（林）珙もまた日に兵を以て莆の南北洋を哨して暴を爲す。「馬合謀」（Mahomed）は亦思巴奚等の兵を以て仙遊縣を陥る。「胡興祖」「上官惟大」また兵を領して「伯順」等を窮追し、興化縣に至る。郡人その慘酷に遭い一方として免るるすべなし」とある。

三

次に至正二十二年二月の條に「泉州の阿巫那、阿迷里丁を殺し、將にその黨を窮せんとする。扶信懼る。林珙これを送りて福州に奔る。賽甫丁、珙をして興化に還らしめ、仍ち總管を以て之に據らしむ」とあるに見ると、泉州の亦思巴奚兵の中樞に異變が起り、阿迷里丁に替つて「阿巫那」なるものが、權力を握つたのである。この人については同治福建通志（卷二六六）に

阿巫那、本以番人主市舶。既殺阿迷里丁、將窮其黨云々

元末の泉州と回教徒（前嶋信次）

とある。番人にして市舶を司ると云えば、まさにそのかみの蒲壽庚の身分によく似通つてゐる。この阿巫那(A-wu-na)は至正二十六年五月、陳友定（または有定）に捕えられるまで、滿四年四ヶ月ほど亦思巴奚兵の棟梁として威勢をもつたのであるが、同治福建通志（卷二六六）には同じ至正二十二年にかけて

是年、回寇那兀納據_ニ泉州_ニ叛。尋被_レ執。官軍至。千戸金吉開_レ門迎_レ之。遂執_ニ那兀納。

としてある。當時の泉州の情勢からしてペルシヤ人を主力としたと思われる亦思巴奚軍を率いた阿巫那も恐らくムスリムであつたろうと思われるが、ここに現われる「那兀納」(Na-wu-na)をも「回寇」としてある。この人については八閩通志卷一（地理）にも泉州のこと述べ「(至正)二十二年、西域那兀那納等竊據_ニ其地、未_レ幾陳有定據而守_ニ之」としていふ。「那兀那納」は勿論「那兀納」であろう。また同じ書の卷六六（人物）の晉江（泉州）の龔名安の傳中に「…時、福建行省奉_レ辭興_レ兵討_ニ西域那兀納等于泉州」とあり、同卷の劉益の傳には「西域那兀納等據_ニ泉、炮_ニ福州民_ニ以取_ニ貨財。不得者多置_ニ於死」とある。閩書卷一一五（英舊志）の龔名安傳には「時西域那兀納據_ニ泉、炮_ニ福州人_ニ殺戮慘酷」とあり、萬曆泉州府志卷一（輿地志）には「(至正)二十二年回寇那兀納作_レ亂、又據_ニ泉州」とあり、卷十三（武衛志）の龔名安傳に「時、西域那兀納等竊據_ニ泉州_ニ殺戮甚慘。分_レ兵掠_ニ興化_ニ將_レ侵_ニ福州」とある。

桑原博士は阿巫那と那兀納を同一人と見られたのではないかと思われる。それは「蒲壽庚の事蹟」（頁一二一四）に「元末に賽甫丁 (Saif ud Din?)・阿迷里丁 (Amir ud Din?) 那巫那 (=那兀納) の如き、泉州在住の回教徒は、數年に亘りて閩中に、暴威を逞くせり」と説かれ、此等回教徒の事蹟が八閩通志卷八十七に詳記されてあること、及び古今圖書集成（職方典、第一千五十二卷）に「西域那兀納は諸蕃の互市を總ぶるを以て泉に至り、元末の兵亂に遂に泉州を攻め

てこれに據る。福建行省平章・燕只不花は陳駭の計を用い、那兀納を執えて行省に送る云々とあるを指摘されたのである。博士の云われた「那巫那」という名は見當らぬから恐らく「阿巫那」のことであろう。「阿巫那」「那兀納」はそれぞれ「西域人」「回寇」と呼ばれる西アジヤ系のムスリムで、等しく至正二十二年に泉州で兵權を握つてゐる。「阿巫那」について書いているのは至正新記とこれを引用した諸書のみの如くである。至正新記を引用した八閩通志も、他の場所では「那兀納」のことを傳えてゐる。閩書、萬曆泉州府志など皆専ら「那兀納」のことを傳え「阿巫那」のことは云わぬ。わたくしも兩者は同一人と考へてゐる。その一證は萬曆泉州府志（卷二四盜賊類）に至正二十六年のこととして「西域那兀納者、以_レ總_ニ諸蕃互市_ニ至_レ泉。元末兵亂遂攻_ニ泉州_ニ據_レ之。福建行省平章燕只不花用_ニ陳駭計_ニ執_ニ那兀納_ニ檻_ニ送行省。……」としている。これは桑原博士の指摘された古今圖書集成（職方典、一千五十一卷）中の文章と同じで、圖書集成は恐らく萬曆泉州府志か、萬曆府志が據つたそれより古い資料に基いたのであらうと思われる。そして「那兀納」が執えられたのが至正二十六年とすれば、至正新記に傳えられた阿巫那の擒えられた年と一致する。興亡とともに年を同じくし、名前も A-wu-na に Na-wu-na で酷似しているし、ともに西域のムスリムなのであるから、これは同一人と考へるが至當であらう。同治福建通志卷二六六に、阿巫那のことを記した後に「是年、回寇那兀納云々」と記したのは、編纂者の誤解に基き、本來は同一人であつたのを、別人と考へたものに外ならないと思われるのである。

四

同じ至正二十二年中の出来ごとを至正新記は次の如く記している。「三月、「柳伯順」は永福より兵を潜めて興化縣を陥れ、官吏を殺し、縣民を驅りて郡城（莆田）に逼り、「陳同」と夾攻を約す。而して「同」未だ至らず。「伯順」自ら

兵を以て、突として寧真門外に至る。「(林) 瑕」の兵衄アツフれ、其黨幾ど潰ゆ。をまたま泉州の亦思巴奚兩騎至る。「瑕」厚くこれに賂し、声言して泉州の兵大に至るとなす。乃ち兵を以て泉州の兩騎に従い、鼓譟して出ず。「伯順」以て泉州の兵大に來ると爲す。またその兵まさに飢え勞れ、休して以つて食を待つ。その不意に出でて直にこれを攻む。遂に大に敗れ、僵死ヨウシ干を以て計う。「伯順」等慚憤して退く。四月（福建通志には五月）福州平章「燕只不花」諸軍を會して賽甫丁を攻圍し、因て瑕の兵を調セトむ。瑕、辭するに故を以てす。

六月、伯順また興化縣の民兵を驅りて來り攻む。兵一たび交わりて、即ち大敗し、僵死ヨウシまた干を以て計う。是より遂にまた出です。「瑕」城に據る數日にして「余阿里」^(五十九)（福建通志には金阿里）海道より還り、「燕只不花」の便宜檄を得て興化を守禦す。既にして尙書「李士瞻」は「賽甫丁」、「扶信」を誘い、海舟に登る、參政「魏留家奴」（福建通志には觀音奴）亦思巴奚兵數百人を蹙殺す。「燕只不花」、省治を克復す。余阿里は江西行省左丞を以つて興化にありて「賽甫丁」「扶信」の奔敗の兵を遏め、分省を開き、官府を立つ。餘民やゝ生意あり。いまだ幾くならずして參政「鄭政」は「余阿里」に代りて分省となり兩家（林と柳）の爲に仇を解く。（林）瑕始めて蒲禧に還り、而して（陳）同及び（柳）伯順もまた各々兵を罷む。蒲は四百年の文物の郡なり。^(六十)陳從仁、林德隆が難を作してより兵連つて解けず。遂に異類を引き、その慘毒を肆にし、前後一萬餘人を戕殺し、三四萬家を焚蕩せり。すでに仇を解き兵を罷むと雖も、しかも「陳同」は猶、仙遊縣に據り、「柳伯順」は猶、興化縣に據り、「林瑕」・「(林)許瑛」もまた新安・合浦等十餘里を據有し、分省の治する所は、ただ附城數里のみ。」

賽甫丁や扶信等は、燕只不花のため福州から攻め落されたが、至元新記には、「李士瞻に誘われ海舟に登る」とのみ

あり、元史本紀（四六）至正二十二年五月乙巳朔の條には「泉州の賽甫丁福州路に據る。福建行省平省政事燕只不花擊つて之を敗る。餘衆航海し、還りて泉州に據る」とあるが、同治福建通志（一六六）には「賽甫丁海を航して還り、泉州に據る」と明記してある。しかし、彼や扶信は、もともと阿迷里丁の黨だつたので、阿迷里丁を殺して泉州に據つた阿巫那（那兀納）がその黨を「窮む」とある以上、果して泉州に還つて無事であつたかどうかは疑わしい。何れにせよ、賽甫丁らのその後の消息は明かでない。明宏治年間の興化府志（卷四十一）の林以順（字は子木）の傳によれば、以順は福清州知州となつたが「亦思巴奚の黨、福清州を監し、衆の殺す所となる。その酋「賽甫丁」省政を擅にし、以順を囚う。（賽甫丁）敗れ去りたれば、乃ち歸るを得たり」とある。これにより、賽甫丁等亦思巴奚の一派は、福州を根據とし、閩江をへだてて南方の福清をも一時支配したらしい。しかし、今や彼等は福州の基地を失い、その際、亦思巴奚兵數百人が殺されたとある。そして餘衆は、それぞれ海路や、陸路を泉州に敗走したわけであるが、陸を走つたものは、興化に於いて余阿里のために迎え撃たれたのである。

五

至正新記（八閩通志所引）には

「（至正）二十三年十一月、泉州の阿那巫（正しくは阿巫那）その黨「白牌」（福建通志には博拜、Baha'i?）大閻等を遣り、官軍民兵を率いて「陳同」を惠安の寨に攻め、之を搜せども獲ず。追うて仙遊縣に至り、遂に縣治を陥れ、官民を殺し、また追うて興化縣龍紀寺に至り、「柳伯順」を搜せども在るなし。遂に殺掠を肆にして回り、其兵を楓亭に聚む。分省左丞「鄭攷」が「伯順」及び「同」に黨せしを怒りしなり」

元末の泉州と回教徒（前嶋信次）

（五三）

五三

「明年（至正二十四年）正月、兵を進めて（興化）郡城に逼る。分省の官吏皆その妻孥を挈げて遁れ去り、而して民を禁じ動くを得ざらしむ。人心惶々たり。最後にその掾史^{エンシ}「任守禮」を用い、「伯順」遣わす所の數人を謀殺す。而して福建行省もまた左右司員外郎「德安」を遣わし、泉州に往いて「阿巫那」に諭し師を退かしむ。二月、兵還る。（福建通志には「博拜」「大闊」等乃ち還る）

四月、福建行省左丞「觀孫」京師より至る。旨を奉じて興泉に分省し、市舶・軍馬を提調す。朝命及び鑄降印信を有するに恃み、遂に「阿巫那」等を輕視し、以て皆當に己れに稟屬すべしと爲す。設くる所の員外郎「任立」を遣わし、泉州に往き、市舶庫を封じ、及び倉庫・錢穀を檢計せしむ。「阿巫那」市舶庫を空にして之を待つ。又沮止して封視就用に與^{シタガ}わす。「觀孫」、軍馬之文（福建通志には軍馬文檄）を提調す。（阿巫那）湖州（福建通志には湖洲）左副千百戸の領軍三百を遣わし興化に至りて調を聽かしむ。陽に尊奉を爲し、實は悖慢を示し、かつは以て之を覗う。「觀孫」これに處するに法なく、その暴を爲すに聽^{マカ}せて禁制する能わず。故に（阿巫那は）適^{マサ}に以てその桀驁の心を啓く。これより使傳日として來らざるは無く、然して皆、上を侵し事を生じ、不遜の語を爲す。また日に兵を縱つて惠安の境を往來して以て之を恐脅せしむ。「觀孫」惶惑爲す所を知らず。遂に繕城浚河、日に萬夫を役し、苛政滋出し、民は擾に堪えず。「觀孫」分省を罷めて京師に還るに至り、「德安」郎中を以て分省の事を攝る。「阿巫那」乃ちその兵を召し退かしめ、民始めて安息す」

徳安と阿巫那とは特別に相許すものがあつたのではないかとも推察される。

至正二十五年中の出来ごととして至正新記は左の如く傳えている。

「三月、福建行省左丞帖木兒不花 (Timur Buka) 興化に分省し、前の攝分省事郎中「德安」乃ち之に參贊す。四月、泉州の「阿巫那」、また「觀孫」を恐脅せし故智を用ひ、湖州（洲）の左副突厥三百を遣りて興化に至らしめ、また同知「石家奴」推官「林宗和」を遣わし、來りて、軍儲を追取せしむ。城の内外に出入し、公行して虐を爲し、顧忌する所無し。「帖木兒不花」寵めて（福建）行省に歸るに至り、「德安」仍ち郎中を以て分省の事を攝る。（阿巫那）乃ち其の軍を召し去らしむ。

其年十一月、前左丞「觀孫」また皇太子の命を以て興泉に分省す。（福建）行省平章「燕只不花」密に德安をして自ら計を爲して之を拒ましむ。「德安」遂に大に民兵を集め。而して行省もまた孟・孫・兩同僉の兵を與え力を併せて守禦せしむ。「德安」また昭磨「余宗海」の謀を用ひ、人を遣わして意を泉州の「阿巫那」に達し、兵を求め助を爲さしむ。是に於いて「阿巫那」はその通事「哈散」(Hasan) 惠安縣尹「黃希善」を遣わし、官軍民兵を率いて（興化）郡城外に至らしむ。「哈散」の意、攻めて兩同僉の兵を走らしめんと欲す。しかして「孟」同僉、急に兵を縱つてこれを逐ひ、一人を殺す。「哈散」等奔り還る。是に於いて城中の官民、皆以て亦思巴奚兵必ず至ると爲し、貴賤となく夜、家を挈えて走る。明日、德安もまた遁れ去る。既にして「哈散」「黃希善」、果して亦思巴奚等の兵を以て突として至る。

時に分省の官すでに去り、敢てその事を主るものなし。「哈散」「黃希善」遂に兵を以て入る。而して「馬合謀」「白牌」もまた兵を以て繼で至る。明日、「白牌」等遂に兵を出して大に涵頭、江口、新嶺諸處を掠し、^(六十一)直に蒜嶺・宏路に至り、福清に逼近し、至る所を焚掠す。行省乃ち急に兵を遣わして常思嶺を拒截す。^(六十二)而して左丞「鄭旼」、郎中「易里雅思」

(Iiyas, Elias) は「白牌」等の軍に至り、諭して師を退かしむ。從わす。最後に乃ち「阿巫那」の命を以て始めて還る。「白牌」「馬合謀」等が福州を衝く意圖だつたことは明かであるが、「阿巫那」が何故にこれを中止せしめたかは詳かでない。

至正二十六年正月には「白牌」「金阿里」等は議して、「哈散」「黃希善」の兵を留めて城（興化郡城）を守らしめ、而して自ら兵を以て興化、仙遊二縣を攻陷し、至る所殺掠毒甚なり。二月（福建通志には三月）、「林珙」と「柳伯順」と合謀し、城中の單弱なるに乘じ、「李佛保」「許應元」等を遣わし、兵を潜めて城に至り、梯して上らしむ。「哈散」等の兵と城中に戦い大に之を敗り、亦思巴奚數十人を殺し、「哈散」を執えて莆禧に至り之を殺す。「黃希善」の遁れ去るにまかせて追わず。是に於いて「李佛保」「許應元」は各、（林）珙、（柳）伯順の僞署する所の官を稱し、（福建通志には「署する所の僞官を稱え」）興化を據守す。而して「伯順」また其黨「杜武惠」等を遣わし民夫千人を脅驅し、寨を幽頭に築く。民、勞擾に勝えず。「白牌」「馬合謀」仙遊にありて城中已に變ありしを聞き、遂に各、兵を引いて泉州に還る。

三月、「白牌」「馬合謀」「金阿里」等、またその兵を領し、楓亭より海に沿い、直に吳山に趨き、「珙」及び「許瑛」を攻む。是に於いて「珙」は築く所の蠣前寨を據守し、之と抗す。而して「許瑛」は衆を率いて海を航し、往來して之を援く。「白牌」「馬合謀」「金阿里」等先ず「許瑛」を海上に攻む。「許瑛」戦い敗れ、困蹙し、其黨を盡して（福建通志には「其黨と」）水に溺れて死す。「白牌」「馬合謀」「金阿里」等遂に兵を率いて莆禧に至り、大搜し、「許瑛」の妻子財物を盡獲す。既にして「珙」は「許瑛」の敗を聞き、また遁れ去る。「白牌」「馬合謀」「金阿里」等、遂に兵

を縱つて「珙」の家の墳墓を夷げ、并に其の屋宇營寨を燬く。而して新安、武盛、奉國、醴泉、合浦諸里の民もまた皆その殺掠を被り、掃蕩一空す。亦思巴奚兵は方に海濱を暴らし、而して分省の左丞は急に福州に回る。(柳)伯順、城内の虛に乘じて遂に入りて之に據る。

時に陳有定已に行省の「番寇を討捕せよ」の文を得、兵を擁して南下す。「伯順」、報を得て始めて固心あり。城中の官民にもまた幸に事を主とする者あり、以て計を定めて戰守すべしとなす。故に皆樂しんで之に附す。「白牌」「馬合謀」「金阿里」等は伯順が城中に據りしを聞き、急にその兵を回えし、疾驅して城に迫る。三月、進んで熙寧橋に至り、遂に東西南北四門を圍み、而して寧真門を置いて攻めず。故を以て城の内外相接應し計を爲すを得たり。

四月、「白牌」「馬合謀」「金阿里」等始めて營を烏石山に移し、寧真門を攻むるを謀る。(六十四)而も陳有定の子「宗海」がすでに兵を領して夜、城中に入りしを知らず。明日、「宗海」は西門、南門を開き其兵を縱つて出ず。「白牌」「馬合謀」「金阿里」等は城門驟(ニワカ)に開くを見て已に疑う。又、兵の出する者旗幟衣裝鮮明にして、進退歩趨整肅なるを見て益々恐る。亦思巴奚の恃む所は弓箭刀牌なり。而して「宗海」の兵、心を併せ、協心直前し、之を搏執す。是に於いて亦思巴奚の兵、皆倉卒、施す所無し。遂に大に敗れ、僵屍數千。「白牌」「馬合謀」「金阿里」等を追擒し之を殺す。餘は星散鼠竄す。所在の農民もまた鋤梃を以て亂殺し、免るるを得る者なし。ただ四騎を逸し去るのみ。是日、有定の師至る。軍民を撫集し、路治を完復し、声勢赫然たり。

(柳)伯順已に城中に在りて號令を聽く。而して(陳)同及び(林)珙もまた皆兵を歛め、入りて約束を奉す。遂に宗海に命じ、「伯順」及び「同」等の兵を督し、「珙」の水軍を合せて、進んで泉州を討たしむ。「有定」もまた其師を

以て往く。五月、諸軍泉州に克ち、「阿巫那」等を擒う。是に至つて興泉二郡、始めて亦思巴奚の禍を免るるを獲たり。泉州の亦思巴奚軍はかくして滅び去つたが、右の文中に現われる「金阿里」は「夏不魯罕丁」等が至正九年に清淨寺の重修を企てたとき盡力した人物と恐らくは同一人物かと想像される。吳鑒の碑文には「是に於いて里人金阿里、已れの貲を以つて其寺を一新せんと願い、來りて余の文を徵め記と爲さんとす」とあるから、泉州のイスラム教團中の有力者であつたこと、また吳鑒の碑文もこの人物の求めで書かれたことがわかるのである。

また亦思巴奚兵は、こうして興化郡城下に潰滅するまでは、その戦闘力を以つて泉州から福州にわたる地方を畏服せしめていたのであり、その間の事情はよく至正新記に描寫されている。彼等の戦法は騎兵を主とし、刀牌即ち劍と楯と、弓箭とであつたとあるから、そのままは丁度、十三四世紀ころのペルシャのミニヤチュールに描かれた騎士の如きものであつたと想像される。

七

阿巫那が擒えられた事情は至正新記には簡略に述べてあるだけであるが、八閩通志、閩書、萬曆泉州府志その他に據つて補足することが出来る。官軍が彼を容易に生擒し得たのは、討伐軍の參謀の一人であつた陳駭（字玄甫）と泉州の鹽田の一つ涵洲場の司令の任にあつた襄名安の策應の功に據る所が多かつた。萬曆泉州府志（卷十、官府志）の陳駭の傳によると、駭は至正中、泉州の鹽田の一つの澇漢場（シナビ）^{（六十五）}の司丞に任せられた際、當時鹽法すたれ、私販が盛であつたのを、よく取締つて手腕を認められ、福建行中書省の掾（屬官）に抜擢されていた。「西域那兀納等、泉州に據る。行省、辭を奉じて之を討つ。駭が嘗つて鹽官となり、もと吏民の心を得たるを以て、護軍參謀軍事に辟す。駭請うて曰く『泉

郡の民は皆良善なり。特に賊の脅かす所となるのみ。請う、檄を以て招撫せば、必ずその助を獲ん』と。時に「那兀納」すでに肆に興化を掠め、道路梗塞す。駄、檄を以て從者に付し、間道以つて縣丞「龔名安」等に授く。「那兀納」兵を徵す。名安等佯りて之を許し、舟師を帥いて東山渡に次し、以て翌日を俟つ。「駄」等の官軍至る。遂に行省の旗幟を堅て城に入る。秋毫も犯すなし。「那兀納」縛に就き、行省に艦送す云々」とある。「陳駄」は學識があり、晩年は泉州に閑居し、七十歳で世を去つたが、郡民は祠を建て、祀つたと云われ、また方山堂集という著述を残したと傳えられている。

陳駄に應じて義兵を擧げた「龔名安」の傳は八閩通志（卷六七）閩書（卷百一十五）萬曆泉州府志（卷十三）その他にあるが、それらの記載は大同小異である。字を俊卿と云い、泉州府城（晉江）の人であつた。至正中、才能を以て宣慰司にひかれ、京師に差遣されたこともあつた。上田縣尉、澇漢場鹽官を經て、涵洲場司令となつたとあるから、恐らく澇漢場に居たときに、「陳駄」と同僚として相知つたものであろう。那兀納が亂を起したときは涵洲場の司令であつた。涵洲場は萬曆泉州府志（卷四）によれば、「（晉江）縣東南十一都にあり。洪武二十五年に置く」とあるが、元代にはすでにここに鹽田があつたことが明かである。十一都は泉州府城の南七十里餘り、宋代の仁和里の地である。^{（六十）}

那兀納（阿巫那）の軍勢は西域系の亦思巴奚兵を主力としたものだつたが、それでは不足だつたと見え、更に民兵の驅り出しを行い、また軍費その他のために貨財の誅求をした如くである。「劉益」の傳（八閩通志卷六七、閩書卷百二十一、萬曆泉州府志卷十など）によるも「西域の那兀納は泉に據り、州民を虐げ、以て貨財を取り、得ざる者は多く死に

置く。益は悉く家貲を捐て、これを贖う。活す所の者甚だ衆し」とある。

官軍の來討を聞いた際も那兀納は大に兵を募つたらしい。閩書の龔名安傳に「(福建行省は)間道より名安に檄を付し、兵を海濱に募らしむ。那兀納之を聞き、また民に迫りて兵と爲し、以て來討を拒まんとす。「名安」、海濱の民をして、伴りて之を許さしめ、遂にその子泉州の學正「炳」、壻の行省理問「張仁」等に命じ、舟師を率いて東山渡に次せしむ。翌日、大に行省の旗幟を舟中に堅て、那兀納の迫る所の招民の兵舟を併す。那兀納戰わずして自ら潰ゆ。一時、海上、その保障に頼る」とある。また八閩通志の名安の傳には「舟を率いて東山渡に次す。翌日、官軍至る。遂に行省の旗幟を堅つ。群醜股栗し、門を開いて縛に就く。この時、海瀨搶攘保障の功は名安多きに居る」とある。

また乾隆晉江縣志に「(至正)二十二年回寇那兀納叛、據泉州。官軍至。千戸「金吉」開門納之。遂執元納」とあるのに見ると、千戸の金吉なるものが、先ず城内から官軍に應じたらしいのである。

東山渡は泉州府城の東南、明末以後の迎春門(古くは通淮門、元末に南薰門と改む)の外にあり、城内から三つの水門を経て流れ出た水や、附近の諸川が合して晉江に入る所にあつた。清の康熙年間に長さ五里の長橋が架せられるまでは舟の渡し場であつたから、この名を得、泉州城外三十五都(城の東南二里のところ)にある。

X

X

X

泉州には少くも南宋ころから、ペルシャ人を中心としたらしい有力な西域人のコロニーがあつて、紹興年間(一一三一—一六一)以後の戸羅圍(施那幃、ペルシャの *Sang* の出)家^{六十八}や、宋末から元代にかけての蒲壽庚一家の如き豪族が次々とこれを背景に出現した。阿迷里丁や、これに替つた那兀納もまたこの系列に加えるべきものと思われる。しかし、

これらの羽翼となつて、争亂の巷となつた元末の閩中の地を畏怖させた亦思巴奚兵の潰滅とともに、泉州に於ける西域人の勢力は大打撃を受けたものの如く、那兀納を最後として、いわゆるムスリム豪族は現われなくなつた。

そして福清の人陳友定（または有定）は一農民から興つて、汀州清流縣で義兵に加わり、福建全土より、更に廣東の北部にわたる地域を支配するに至り、その福建行省平章政事に任せられたのは至正二十六年八月廿九日であつた。^{（六十九）}

しかし、それもつかの間で、早くも至正二十七年（一三六七）には、明軍は福州に入り、翌年正月には興化も降り、泉州もこれに續いた。延平に居た「友定」は捕えられ、京師に送られたのち殺されたが、かつて亦思巴奚の精銳を興化城下に殆ど殲滅した「友定」の子「宗海」も父と運命をともにしたのである。^{（七十）}

結び

最後に泉州の亦思巴奚の亂は何故に起つたかという問題であるが、愚見によれば、これは最初は河南省に於ける毛胡蘆軍の如きもので、一種の自警軍隊として組織されたものではないかと思う。明史（卷百二十四）陳友定傳に

元末、所在盜起。民間起義兵、保障鄉里、稱元帥者、不可勝數。元輒因而官之。其後或去爲盜。或事元不レ終。^{（オワリラヨク）}

とある如く、元末には所在に叛亂が起り、治安が紊れるにつれ、所謂、義兵が組織された。これら義兵の中には勢が増すとともに叛亂軍に變質するものも少くなかった^{（七十一）}のである。元史（卷四十三）本紀によるに至正十四年五月には立_ニ南陽鄧州等處毛胡蘆義兵萬戶府。募_ニ土人_ニ爲_レ軍、免_ニ其差役、令_ニ討_レ賊自効_{（シナエ）}。因_ニ其鄉人自相團結_ニ號_ニ毛胡蘆。故以名_レ

之。

とある。自ら相團結したものだからといふので毛胡蘆と呼んだといふ。明史(卷九十一)兵志の民壯土兵(鄉兵)の項中に

其不_レ隸_ニ軍籍_一者所在多。有_ニ河南嵩縣曰_ニ毛胡蘆_ト。習_ニ短兵_一長_ニ於走山_ト。
とあるのに見ると、明代まで存續したのである。

元史本紀(卷四十四)至正十五年八月の條には、「庚申、命_ニ南陽等處義兵萬戶府、召_ヨ募毛胡蘆萬人_ニ進_ヨ攻南陽」とある。義兵萬戶に任せられたものは各地にあつたと見えるが、泉州の賽甫丁もまたもとはこの義兵萬戶の一人であつたらしく、元史本紀(卷四十五)に同年三月乙亥にかけて

義兵萬戶「賽甫丁」「阿迷里丁」叛據_ニ泉州_ト。

としてある。即ち賽甫丁は阿迷里丁等と共に泉州の民留外人團を率い、騷亂に對處するため一種の自警軍を組織して、これをペルシャ語で軍隊を意味する Ispāh (イスペーハ) または個々の軍士を意味する Sipāhi 等の言葉で呼んだものと想像される。その理由は度々言及したが如く、泉州には特にペルシャ人が多數居留していたためである。亦思巴奚は殆ど Ispāh の音寫と認められる。

これが組織されて見ると、當時の泉州で最も有力な軍隊となつたので、自ら福州や興化の紛争にも巻きこまれることとなつた。「叛す」とはあるが、本来は果してどれほどの政治的野心があつたものであろうか。始めはただ泉州を本據とする小さな自治政權の樹立くらいが目的ではなかつたかと思われる。

元末の如き混亂時代には、彼等が居留民として生命財産を保ち、海外貿易を續けて行くためにはかくするもやむを得ぬ事情が存したものと思われるのである。しかるに勢力を得るに従い、福州や興化の戦争にも介入したため、漢人の反感を強くしたのは不幸であった。また彼等自身の間に内訌を生じ、那兀納（阿巫那）が阿迷里丁を殺し、その黨を窮追するという如き情勢となつては、故郷と山海萬里を隔てた異郷にあつた彼等としては、自ら墓穴を掘るの愚行を演じたものと言わなくてはならぬ。その結果は一百餘年に亘つて維持して來た東洋貿易の特異な地盤を失い、自分等も多くは福建濱海の土を血潮にそめて屠殺されるに至つた。しかし、この事件がなかつたとしても、明朝の興起とイスラム世界の萎縮により東西交通の様相は大きな變轉期を迎えるに至つたため、果して泉州のペルシャ人の社會が、そのまま繁榮を續け得たかどうかは頗る疑問で、「かな」と斷定するの外はなうと思うのである。

動くも坐するも、いざれは衰滅の運命を辿るほかなかつたとするとも、亦思巴奚騎士軍の華々しい活躍を以つてその末路の伴奏曲としたことは、史上にひとしおの哀韻を留めたものである。

(一) 東方學第五輯、頁一二九。

(二) G. Flügel: *Concordantiae Corani Arabicae*, Lipsiae 1842. p. 95.

(三) Ibid. p. 95.

(四) Ibid. p. 19.

(五) 石山福治氏「支那語大辭彙」第七版（昭和三、東京）頁八には「蹠」と「蹠」を轉倒してあひてゐる。

(六) Dictionnaire Chinois-Français, Dialecte Hac-ka, Hongkong 1926.

(七) 現存の闡書やの多くは、ふつら文章は見當がつかない。

(八) C. Douglas: Chinese-English Dictionary of the Vernacular or spoken language of Amoy, with the principal variations

元末の泉州と回教徒（前嶋信次）

(九) K III

of the Chang-chew and Chin-chew Dialects, London, 1873. E. Tipson: A Cantonese Syllabary-Index to Soothill's Pocket Dictionary, London, 1951.

- (九) 東方學第14輯、頁111回。
- (十) 蒲壽庚の事蹟(岩波版)頁104。參補110。
- (11) 元史には「諸哈的大師止令」掌教念經。回回人應有「刑名・巨婚・錢糧・詞詔」並從「有司・匠役」也。參補。
- (12) F. Steingass: A comprehensive Persian-English Dictionary, 2nd Impression, London, 1930. p. 411 (hajj) p. 1360 (mir)
- (13) Amerer Ali: A short history of the Saracens, London, 1951, p. 422.
- (14) Richard F. Burton: Personal Narrative of a Pilgrimage to El-Medinah and Meccah, London 1855, Vol. II. p. 228 & note.
- (15) Charles M. Doughty: Travels in Arabia Deserta, London 1936, Vol. I. p. 109.
- (16) ハルバーダを「ワキル」^{ワキル}と呼ぶ。^{スル} (cf. R. H. Kiernan: The Unveiling of Arabia, London, 1937, p. 182.)
- (17) ハルバーダは會社役の「エヌル・エンリ・アル・スラハ」^{エヌル・エンリ・アル・スラハ} (cf. Burton: Pilgrimage, Vol. II. p. 161.)
- (18) Doughty: Arabia Deserta, Vol. I. p. 109.
- (19) Burton: Pilgrimage, Vol. II. p. 223.
- (20) 陳萬里、「閩南遊記」上海、一九三〇年刊、頁五。黃仲琴「閩南之回教」(國立中山大學語言歷史學研究所週刊、第九集、第101期)張星烺「泉州訪古記」(史學與地學第四期)頁四〇。
- (21) 史學、第11十五卷第三號。頁111至111十頁。他。
- (22) 泉州訪古記、頁五〇。
- (23) 閩南遊記、頁六〇。
- (24) 閩南之回教、頁十一十九。

(引) 中西交通史料叢書第三冊「古代中國與阿拉伯之交通」頁八六。

(引) T. P. Hughes: Notes on Muhammadanism, 3rd edition, London, 1894, pp. 15, 16.

(引) R. Blachère: Le Coran, Vol. I. Introduction, Paris, 1947, pp. 139—140.

(引) 唐の杜環の經行記中にクーファの禮拜堂に於けるカリム(アル・マンスールであると思われる)の説法(フトベ)の一部が紹介してあるが、これがイスラム教義に關する最も古く中國文献である。(王國維、古行記校錄中の杜環經行記)

(引) 鄭曉は明の嘉靖年間の進士で、九邊圖志、吾學編その他を著している。上掲の文は或は九邊圖志の一部かと思われる。

(引) 馬以愚「中國回教史鑑」(民國三十年)頁四〇。咸賓錄の著者は江西の人で字は尙之、明の萬曆中にこの書を著した。

(四庫全書總目卷七八、地理類存目七)

(引) 泉州の波斯人と蒲壽庚(史學二五の三)頁二十三、三十五等。

(引) 明代には嘉靖四(一五二五)年、隆慶二(一五六八)年、万曆四〇(一六一二)年と三回に亘つて泉州府志が編せられているが、わが内閣文庫本、清學部圖書館方志目(古學彙刊所收)に挙げられたものなど皆萬曆壬子志である。乾隆二十八年の泉州府志の卷首に「宋志久佚。明嘉靖志間有抄本亦多散失。隆慶志板已無存。其得寓目者、皆展轉假諸故家。萬曆志則簡略不備。訛謬相沿云々」としてある。嘉靖志、隆慶志の如きも、乾隆年間にはまだ僅に見ることが出來たのである。

(引) 四部叢刊本「西山先生眞文忠公文集」卷二十七。

(引) 「嘉泰」を「嘉定」と誤解した例はいくつも挙げ得るが、明の何炳の清源文獻(萬曆廿五年刊、内閣文庫所藏)には、眞德秀の「清源文集序」を引用しながら「清源郡志成於嘉定之初」と誤寫している。

また乾隆泉州府志の卷首に、歴代の泉州の地志の編纂者の氏名を挙げてある。それに「宋嘉定志」

知泉州事 休寧 程卓總脩

觀察推官 邵武 李方子纂輯

元末の泉州と回教徒(前嶋信次)

「宋淳祐志」

無考」

としてある。これは大きな誤解で、嘉定志といふのはなく、程卓と李方子が、嘉定年間に作ったのは「清源文集」即ち泉州關係者の詩文集成なのである。

(三五) 「清源文集」序。

(三六) 陳垣「元西域人華化考」上。(國立北京大學國學季刊第一卷第四號) 頁六〇三—六〇八。

(三七) 乾隆泉州府志卷十一。

(三八) 黃仲琴「閩南之回教」頁十八。

(三九) 至正年間、泉州の紫雲寺にいた釋大圭の夢觀集(五卷)に吳驥の序文がついてゐる。(四庫全書總目集部別集類二十参照)
(四十) 丹羽友三郎氏「島夷志略成立年代に關する」考察(三重大學「學藝評論」昭和二八年四月號と六月號)同氏著「中國・ジャ
バ交渉史」(昭和二八年七月東京)頁五〇。杉本直治郎氏「忘れられたる帝國」その他に拾う。一汪大淵に關することじも
(廣島史學研究會、史學研究第五〇號記念號。一九五三年四月)頁三五一三六。

(四一) 前記杉本博士論考、頁三十五。

(四二) 程卓については乾隆泉州府志(卷二十九)に小傳がある。

(四三) 四部叢刊本「真文忠公文集」卷二十七。

(四四) 石田幹之助氏「南海に關する支那史料」(昭和二十年、東京)頁一七一一以下。

(四五) 史學研究第五〇號記念號、頁四〇。

(四六) 知服齋叢書本所收。

(四七) W. W. Rockhill: Notes on the relations and trade of China with the Eastern Archipelago and the Coast of the Indian Ocean during the 14th century. (T'oung Pao 1915) p. 63.

(四八) メッカを氣候溫和、沃野千里の樂園の如く書いたものが明以後、ひろく行われている。大明一統志、潛確類書、咸賓錄などから「三寶大監西洋記」(第八十六回)の如き稗史などにまで及んでいる。恐らくもとは汪大淵の記錄から出ているのである。星槎勝覽までが、同様のことを書いているには驚かざるを得ないが、流石に瀛涯勝覽はやゝ正確である。「天方國」の條下に「其處氣候、四時常熱如夏」としている如きはその一例であるが、明史外國傳はこれに據つていて。

(四九) 黃仲昭の傳は乾隆福建通志(卷四四)、乾隆莆田縣志(卷一六)その他に見える。名は潛、字を以つて行られた。莆田の人で、成化二年(一四六六)の進士、翰林編修となり、憲宗實錄の纂修に當つたことがある。八閩通志・延平、邵武各府志・南平、縣志などを編み、周瑛と興化府志を同修した。未軒文集十五卷の著もある。

(五〇) 中西交通史料匯編、第四冊、頁二一八。

(五一) 同右。

(五二) 元史本紀(卷四五)によれば「至正十八年十一月乙未、普化帖木兒を以て福建行省平章政事と爲す」とある。

(五三) 顧祖禹「讀史方輿紀要」卷九六、興化府莆田縣の條。

(五四) 同右。及び乾隆莆田縣志(卷一)莆田里の條。

(五四) 莆田の近くにある村名。(乾隆莆田縣志卷一にあげてある)

(五六) 乾隆莆田縣志卷一。

(五七) 讀史方輿紀要(卷九六)興化府仙遊縣の條。

(五八) 元史本紀(卷四六)至元二十一年八月庚子の條に「福建行省平章政事普化帖木兒を以て江南行臺御史大夫と爲す」とある。

(五九) 燕只不花はその後任として赴任したのである。

(六〇) 泉州のイスラム教徒中の有力者「金阿里」と混同したものと思われる。「余阿里」が正しいであろう。江西行省左丞であったのを兵を率い、海道から興化に乘込んだのである。

(六一) 「龍四百年文物郡」とある。福建通志の方には「興化四百年文物郡」と見える。

元末の泉州と回教徒(前嶋信次)

(K1) これらは皆、莆田より海岸に沿ひ、福清、福州府に向う街道上にある。

(K2) 福清縣城の西南五十里に蒜嶺の峠があり、その邊から眞北に向れば福州府、やや東北に向れば福清である。(讀史方輿紀要
卷九六、福州府福清縣の條)

(K3) 蒜嶺から眞北に進み、常思嶺を越え閩江を渡るのが福州府城に至る順路である。

(K4) 鳥石山は莆田縣城(興化府治)の城内にあり、北門と西門の中間、即ち市街の西北隅にある丘陵である。(乾隆莆田縣志附圖
参照) しかし明の萬曆九年の修築までは、この山の最高部は城外に出ていて、そこから攻められた場合、城の守備はしばしば危機に陥つたのである。至正十九年、阿迷里丁の率いる亦思巴奚兵もこれを利用して城内に攻め入り、嘉靖四十一年には倭寇の一隊が、ここを突破して城内に入ったという。それで萬曆五年に全山が城内に入るよう、城壁の擴張を行つたのである。またもとは五門があつたが、明初から東西南北と改められたという。寧真門が廢されたので、もとは城の西北部にあつたものと思われる。(讀史方輿紀要卷九一六、興化府莆田縣の條参照)

(K5) 萬曆泉州府志(卷四、雜署)に「海澨場鹽課司在縣東南十七八都。元至正(至元であるう)十六年置管勾司。至大二年爲
司令司」ハヤとある。十七八圖は泉州府城の南方七十里にあつた。

(K6) 萬曆泉州府志(卷一)

(K7) 讀史方輿紀要(卷九九)泉州府晉江縣、天水淮の項。及び乾隆泉州府志卷一など。

(K8) メルガ出身とされるイラン系の學者マルワジー(Sharaf az-Zamān Tāhir al-Marwāzī著 Tabā'i al-Hayawān(西紀1
一一〇頃のもの)によれば、シナの諸港に赴くペルシャ人(furus)とハト人の商人の大部分は、彼等の船でムヘヒ航
「ペルシャ人は Sirāf より船出」、アラ伯人は Basrah ふるわむ」と記してゐる。(V. Minorsky: Sharaf al-Zamān Tāhir
Marvazi on China, the Turks and India, Arabic text (circa A. D. 1120), London, 1942, Text p. 10. English translation
p. 22).

(K9) 明史卷一二四、陳友定傳。

四庫全書總目（卷一六八）「友石山人遺藁」の條には、この書の著者「王翰」（その先是西夏の人）は陳友定から「潮州路總管を授けられ兼ねて循・梅・惠三州を督した」とある。これは友定の支配が湖州まで及んだ一證と思われる。また、福建行省平章政事に任せられたことは元史本紀（卷四七）に見える。

(七〇) 明史（卷一二四）陳友定傳。

(七一) 元史本紀（卷四五）に至正十七年七月己丑にかけ「鎮守黃河義兵萬戶田豐叛し、濟寧路を陥る。……義兵萬戶孟本周これを攻む。田豐敗走し、本周還りて濟寧を守る」とあり、また同十八年辛巳には「義兵萬戶王信、滕州を以て叛し、毛貴に降る」とある。皆義兵萬戶なるものの叛亂を起した實例である。

加瀬古墳餘聞及秋草文壺の出土地

満十六年ぶりで加瀬古墳の發掘報告書刊行を目前にした去九月二日松本信廣教授と現地を視察したが、二つの古墳否加瀬山自體が殆んど姿を消しているのに一驚した。調査の際お世話になつた青山勘五郎氏の健在は喜ばしく、我々の調査以前に鐵道工事の爲白山古墳の北東にあつた俗稱辨天塚が破壊され、石室（石棺？）内から遺物を出した由を語られた。また白山古墳の地主仁藤氏當主の話では白山古墳が破壊された際、前方部の南側から地下壙が數個列をして發見されたらしい。當日青山氏所藏の土地測量圖を檢し得たが、その結果報告書の三一頁に古墳の所在地を「南加瀬大字越路四八番」と記したが、これは第六天古墳の所在地で、白山古墳は「同四九、五〇番地」に亘つて存在したことが確認された。

なお地圖を精査して北加瀬と南加瀬の境界が加瀬山の北端近くを通つていることを知つた。それ故思わぬ混亂を生じたので、報告書四頁に「北加瀬字越路」と誤り、「史學」第二三卷第三號の口繪解説にも秋草文壺出土地を「北加瀬」と誤記するに至つたのであつた。この機會に訂正する次第である。

（清水潤三）